

平成26年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年9月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年9月8日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	堀見 和道	教育次長	吉野 広昭
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	麻田 正志
総務課長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成26年 9月 8日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は、13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点、お聞きをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1点目に、地域包括ケアシステムの構築について、お伺いをいたします。この地域包括ケアシステムは、非常に奥が深くて、また取り組みも多岐にわたりますので、提案というよりも、一つ一つ質問をさせていただきながら、確認をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

内閣府が発表いたしました平成25年版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対し、2025年では18%になると予想されております。また、一人暮らし高齢者が高齢者人口に占める割合は、2010年で男性11.1%、女性が20.3%となっておりますが、2025年では男性14.6%、女性が22.6%に増加すると予想されております。

このように高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応として欠かせない喫緊の課題でございます。

政府の2014年度予算には、認知症の患者・家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備など、包括ケアシステムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。こうした予算を活用し、医療・介護・予防・住まい・生活支援などを切れ目なく提供できる体制をつくり、地域に合ったシステムをいかに築くか、地方自治体を中心に、地域住民の方や関係諸団体と協力を得ながら取り組んでいくことが重要になっております。

構築に当たっての主な課題として、医療・介護・福祉の行政の縦割り制度の弊害の克服、良質な医療と効果的な介護予防を地域ごと

にどのように提供していくか、そういったものが挙げられると思います。

限られた財源を有効に活用し、住み慣れた地域で安心して長生きができる社会を構築するためには、国が一律で進める公助としての福祉事業と、共助としての保険制度による医療、介護の提供に加え、地域の自主的な活動による自助と互助の取り組みを合わせることが必要となります。

公助と共助に加えて自助と互助を組み合わせながら、それぞれの地域がその実情に応じて総意と工夫をもって医療と介護の受け皿の確保、健康増進や介護予防の的確な推進、生活支援サービスの拡充、さらに安心して暮らせる住まいの整備などを総合的に進め、地域住民の日常生活を支える仕組みをつくること、これが地域包括ケアシステムでございます。

本町におきましても、24年度から26年度の第5期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に、地域包括ケアシステムの確立が記されております。地域包括ケアシステムという名称ではありますけれども、何か決まったパッケージのようなシステムがあるというものではなくて、市町村の数だけ、その形はそれぞれであります。ですから、いかにその町にあった、そしてその町に暮らす高齢者の方にとって、安心して暮らせる仕組みとなっているかどうかが大変な点であると思っております。

また、地域包括ケアシステムは、先ほども述べましたが、多岐にわたった取り組みが必要となってまいります。その取り組み状況について、お伺いをしていきたいと思っております。

高知県は、皆さんも御存じのように、全国に先行して人口が減少しており、高齢化率は全国に10年先行していると言われております。高知県の人口推移を見ますと、高齢者人口は平成32年にピークを迎え、減少をしていきますが、高齢化率は32年以降も上昇し、平成52年には、40.9%になると推計をされております。当然、本町におきましても、それに準じる形になっていくと思われませんが、そこでまず、お伺いをいたします。

本町の高齢者世帯、独居世帯の実態と将来推計についてお聞かせをいただきたいと思っております。また、日常生活圏域ニーズの調査を、町長の御挨拶でもありましたが、されておられるということをお伺いしておりますが、そのニーズ調査は悉皆調査で、個人カードが

起票できるまで内容が把握をできておられるのかどうか、またその内容によって地域の課題が見えてくると思いますので、まず、この点について、お聞かせをいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えいたします。この地域包括ケアシステムということでございますが、松浦議員のおっしゃられたとおり、第5期介護保険事業計画の中にも、佐川町でも触れております。

今般策定いたします第6期介護保険事業計画の中にも政府の方針等に基づき、2025年の、今の団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えた形の地域包括ケアシステムの構築についても、記載をするということになっております。

御質問の、今の佐川町の現状でございますけれども、佐川町の高齢化率につきましては、直近8月31日現在で、35.2%となっております。65歳以上の人口が4,815人という形になります。独居高齢者につきましては、健康福祉課のほうではちょっと把握はできておりませんが、おおむね1,000世帯程度はいるのではないかと、いうふうには考えております。それにちょっと具体的な詳細な数字は持っておりませんので、御承知ください。

それから、現在の介護保険事業計画の策定の状況の中で、ニーズ調査、日常圏域のニーズ調査、これは佐川町においても実施をしております。現在は、集計作業をしている段階です。個人名等の関係でございますけれども、それは佐川町においては、回答された方のお名前を記入する形式で調査を行っております。ただ、男女であるとか、年齢であるとか、そういった部分でですね、今後必要に応じて、個々の個人個人の介護予防であるとか、そういった施策に生かしていけるような形のニーズ調査にはなっております。

以上でございます。

6番（松浦隆起君）

ありがとうございます。8月31日で35.2%ということで、高齢化率が非常に本町は進んでいるということが、この数字でわかると思います。今のニーズ調査、個人の特定は本町では行っていないということですので、それぞれ自治体の考え方によっての進め方があると思いますが。今後、さらにこの包括ケアシステムを進めるに当たっては、お一人お一人のニーズでありますとか、状況が違います

ので、当然そういったところに進んでいくと思われまから、今後は、そういった点も少し配慮していただければというふうに思います。

次に、高齢化率が、高齢化が一段と進む 2025 年に向けて、先ほども少し言いましたが、3 年ごとに介護保険事業計画を見直すことになっております。今、第 5 期の最終年度となっております、第 6 期の策定が、現在進んでいるところだと思います。

第 6 期の計画を策定するに当たっては、第 5 期の総括というものが大事な点であると思います。第 5 期までの介護保険事業計画の総括として個々のサービス計画の精査、またサービス計画が利用者に適しているか、そしてそういったことを判断をする機関や仕組みというものも必要であると思います。その点についてお聞かせをいただければと思います。

また、保険給付には、介護給付と予防給付がありますが、そのほかに市町村特別給付というものがございます。これ、いわゆる横出しサービスというふうにも呼ばれておまして、保険給付の対象外となっている介護サービスを市町村独自で行うことができるものがあります。本町では、どう取り組んでおられるのか、また今後についてもお聞かせをいただければと思います。

また、第 5 期の介護保険料の設定につきましては、県の財政安定化基金の取り崩しなど、保険料の軽減策によって、ある一定の保険料の上昇を抑制することができているんじゃないかというふうに思います。第 6 期の介護保険料の設定の見通しについて、お聞かせを願いたいと思います。第 6 期の事業計画の進捗状況、それから 3 年の見通し、2025 年までを見据えたものになっておられるのかどうか、そういったことも含めて、以上の点について担当課長の御答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御質問にお答えいたします。まず、第 5 期介護保険事業計画の評価、実績の件でございますが、個々のサービスの給付額、計画値を 3 年、24 年度から 26 年度立てて、それぞれ予算化をするという形になっておまして、全体といたしましては、介護の給付費、予防給付費、特に介護給付費のほうにつきまして、若干、計画値より下回った給付額と、全体としてはなっております。これにつきましては、第 5 期で建設をいたす予定であります地域密着型の施設、特養

施設それからグループホーム、これが当初の予定より建設が遅れているということの影響で、その分のサービスが、給付額として少し減少をしているというのが影響をしておると思います。

そのほかですけれども、主に通所介護、それに比べて通所介護であるとか、そういったサービスについては、当初の予定よりかは増額傾向にあるというふうな形での実績が上がっております。

その評価をする機関ということでございますけれども、佐川町におきましては、毎年、介護保険事業の運営協議会並びに地域包括支援センターの関係の連絡会、これを年に何回か行っております。その中で、事業の進捗状況、予算の執行状況、それから各年度の実績報告、それと次年度の予算、そういったものを踏まえて、含めまして、それぞれの3カ年の、いろいろな中間報告であったりということで、委員の皆様にはお示しをして御意見もいただいております。

次に、介護保険給付の部分で、いわゆる横出しサービスと言われる部分ですけれども、これにつきましては、介護保険法の第62条のほうで、市町村特別給付という規定がございます。これは、少し読みますと、「市町村は、要介護被保険者または居宅要支援被保険者に対し、前2節、これは介護給付それから予防給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる」という規定がございます。

全国の自治体の中では、この条文を使いまして、市町村条例をつくってですね、いわゆる横出しサービスをしているという市町村もあるというふうに聞いておりますが、佐川町におきましては、市町村独自のサービスという部分につきましては、地域支援事業の中の任意事業等で、これに同類のサービスを行っております。

例えば、家族介護用品支給、いわゆるおむつ等、おむつなんかを購入できる介護用品券の引換券。それから在宅介護手当、これは御家族の方、要介護で重度の寝たきりの状態の方を介護されてる方への在宅介護手当であるとか、そういった予算につきましては、この条例に基づかない形ではありますけれども、同類の事業を地域支援事業の中で行っております。

それから、次年度、今の進捗状況でしたですね。第6期の介護保険事業計画の部分ですけれども、現在は、先ほども少し申しましたが、ニーズ調査を行いまして、8月の21日に第1回の介護保険の事業計画、第6期に係る策定委員会を行っております。

この部分につきましては、当然、3カ年の計画ではありますけれども、先ほど申しましたように、2025年を見据えた形での介護保険料の設定、それから地域包括支援ケアシステムの構築、こういったものにつきましても広く9年10年後をも見据えた形での事業計画を立てるようになっております。保険料につきましても、基本的には3カ年のサービスの見込額に対する保険料となりますけれども、今後増えていくであろう介護給付費、予防給付費、これなんかも見通しながら、最終的に保険料を決定していくことになると思います。以上です。

6番（松浦隆起君）

第5期の計画の総括という点で、介護給付それから通所介護等、全体的なお話でしたが、それぞれの、個々のサービスというものが、それぞれの状況等に適していたかどうか、そういった点については、具体的にどこまで総括されておられるのか、それについても一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、この市町村特別給付、今、地域支援事業の中で、それに準ずる形でやっているということでありましたが、今後、この包括ケアシステム構築へ進んで行く上では、いろんな事業等も必要になってくると思いますので、今後はこの特別給付というものも視野に入れながら、少し考えていただければなあというふうに思います。

今、介護保険料につきましては、今後の3年間のサービスとか、そういったものによって変わるということですが、どれぐらい、現状のままでいくのか、大体どれぐらい上がるのかというぐらいの、もし、見通しが何とかあれば、それも聞かせていただければと思います。

今、高齢化が進む中で、一部では2025年ごろには、この介護保険料というものが8,000円ぐらいに大体平均でなるのではないかとというふうにも言われておりますので、見通しをつけながら行っていくということも大事だと思いますが、再度、この点についてお願いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。個々のサービスに係る評価というところでございますが、基本的には、介護給付費の中でも、特に居宅系と申しますか、そういったところ、生活介護も含めまして、そういったところの需要が多くなっているというふうな認識はございます。その

中で、事業者等のサービスの供給量といいますか、そのバランスが厳しくなっているというふうに認識はございます。

一方、介護予防、予防給付のほうですけれども、これにつきましては、第5期の中でも一定、サービスの拡充というものはありますが、評価という部分と、あと今後の見通しという部分でも、予防のほうにつきましては、介護給付のほうからですね、一定外れていくような見通しもございます。そういったところも踏まえて、評価と今後の計画といいますか、第6期に向けてのきちんとした計画も立てていかなければいけないというふうに思っております。

横出しの部分でございますが、現在のところは、佐川町におきましては、先ほど申しました地域支援事業の中での取り組みを、継続を考えております。

ただ状況の変化の中で、この地域支援事業というのは、給付費全体の3%が上限となっている部分もございます。地域包括支援センターの業務にも一部充てておりますので、そういった部分が、3%以上必要であるとかですね、そういった環境の変化といいますか、そういった部分が出てくる場合とか、いろんな部分で、そういった検討が必要になった場合は考えていくということで、現時点では考えておりません。

保険料の見通しということですが、現時点ではなかなか具体的な数字は出てきておりませんので、具体的な数字、見通しというのはちょっと申し上げられないですけれども、一般的な部分を申し上げまして、佐川町の現在の保険料、標準の保険料は5,083円、月額で、これを下回るといのはなかなか難しいというふうなことの認識はございます。以上です。

6番（松浦隆起君）

わかりました。それでは、次の確認をさせていただきたいと思いますが。この地域で取り組む包括ケアシステムで、もう1つ大事な点は、認知症対策というものが大きな柱の1つになります。今後、高齢者が急増する上で、この認知症患者というものが増えてくるものと予想されております。厚生労働省では、認知症施策推進の5カ年計画を2012年の9月に公表しております。これまでの基本的な考え方として、認知症の人が行動・心理症状等により危機が発生してからの事後的な対応を主眼としてまいりましたが、今後は、目指すべきケアの考え方として、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応

に基本を置くとしております。

各地域では、認知症サポーターキャラバン、いわゆる認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けをする人のことですが、この推進を図っております。養成講座を受講することでサポーターになることができます。さらに、その養成講座の講師役をキャラバンメイトと呼び、この両者を合わせて3月31日時点で498万9,053人に達しております。

これは、都道府県、市町村、それから職域団体等が実施主体となっていくということでありまして、本町におきましても認知症サポーターの養成講座などに取り組んでいただいております。この認知症施策推進5カ年計画が公表され、認知症患者の危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くことや、この認知症サポーターの養成について、さらなる取り組みも必要となっております。

この認知症サポーターは、1回の研修だけではなくて、反復して地域で取り組む形態、そういったことに取り組んでいくことが大事な視点であると言われております。また、26年度から地域支援事業において、認知症初期集中支援チーム、そして認知症地域支援推進員というものの配置にも取り組むことになっております。これは、平成30年4月までには、全ての市町村で実施するというようになっておりますが、これらについて、どのように取り組んでいかれるのか、この認知症対策についてお尋ねをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この認知症の施策、対策につきましても、先ほど松浦議員から御紹介ありましたとおり、佐川町におきましても現在、認知症のサポーター養成講座であるとか、あるいは町独自の高齢者SOS事前登録制度であるとかですね、そういったさまざまな取り組みを進めております。

この国の方針、認知症初期集中支援チームにつきましても、これも国の方針等々ありますが、佐川町に合った形がどういうものなのか、今現在ある制度、仕組み、それからそういった支援者、それから支援者だけでなく地域の方々の理解の促進、そういったものをどういうふうに関連づけてといいますか、総合的に対策を打っていくかということが大事だと思っております。

その中で、国の集中支援のチームというスキーム、これがどう

いうふうに佐川町版でできるのかということ、これから検討していくということになると思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この集中支援チームまた推進員等は 26 年度からということになってますが、それぞれ、課長おっしゃられたように、地域の実情も違いますし、これからこういう形を進めていくということでは間違いないということですかね。

この認知症の方については、私も時折相談を受けます。やっぱり認知症の方の、どういった対応をしていくのか、認知症の方がおられる御家庭は、家族の方も含めて非常に大変な思いをされているところもございます。そういったところをどうやって地域全体で守って、そして皆さんが生活をしていけるのか、そういうことを考えていく、それが、このケアシステムの中でも大事な点であります。

この認知症対策というのは、先ほども言いましたように、その、なられている方だけではなくて、その御家族の方も含めてみんなで支え合っていくという形が必要だと思いますので、この点についてはまだ、今、認知症対策については歩き始めたところのような感じもしますので、ぜひ、検討していただいて取り組みをお願いしたいと思います。

この認知症対策の取り組みとあわせて、この包括ケアシステムで欠かせないのが、もう 1 点、医療機関との連携でございます。現在、本町では、主に高北病院と連携を取りながら、包括ケアシステムの構築に取り組んでおられるというふうに思います。ただ今後、この包括ケアシステムを進めていく上では、医師会との連携も必要になってくるのではないかと思います。

地域支援事業において、これも 26 年、今年 4 月から取り組み 30 年 4 月には全ての市町村で実施することになっている在宅医療・介護の連携、これにおいてさらに医療機関・医師会との連携が不可欠になってくるんじゃないかと。

1 つ例を挙げますと、これ合併をして、今、市になっているんですけども、岩手県の一関市の旧藤沢町では、1982 年の福祉医療センターの設立をきっかけに、保健・医療・福祉の連携が始まっております。現在は、国保藤沢病院を中核として老人保健施設や訪問看護ステーション、それから高齢者総合相談センターなどが一体となり、住民を支援する体制を構築をしております。

関係事業者の担当者が連絡会を毎週行い、利用者の情報を提供し、さらに患者の退院後の受け入れ先なども含めて、サービスを切れ目なく提供できるよう関係機関が密に連携を取っております。この藤沢病院では、地域住民とそして医療従事者が話し合うナイトスクールというものを約 20 年前から続けておりまして、地域医療に対する住民意識の高さも良質な医療の重要な後押しとなっております。

包括ケアシステムにおいては、この良質な医療というものも欠かせない要点となりますが、この点について、どういうふうに取り組んでいかれるのかお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。在宅医療介護の連携というところでございます。これにつきましては、従前、佐川町独自ということではございませんけれども、中央西福祉保健所管内で、この地域包括ケアシステムの構築に向けて、この連携をどうしていくかということにつきましては、管内の市町村それから医療機関関係者で研究事業をとり行っております。これは平成 22 年度から行っておりまして、佐川町におきましても、具体的には先ほどおっしゃいました高北病院等との連携、特に高北病院の入院患者が退院される時のですね、地域への連携の仕方であるとか、そういった部分についてもケース、具体的なケースをもとに研究といいますか、そういった支援、どういふふうな形でできるかということは、行っております。

これについてはですね、先ほどおっしゃいましたように、佐川町は高北病院というのがありますけれども、当然、圏域、地域で、例えば高吾北圏域であるとか、もう少し広ければ中央西圏域となると思うんですけれども、そこの医療機関の連携が、やはり必要になってくるであろうと。

特に、在宅に変えられると、その医療の部分、専門性の部分です、訪問看護の充実であるとか、そういったことがやはり避けられないといいますか、それがなくなかなか地域に安心して帰っていけないという部分があると思います。そういうところでは、1つの医療機関だけでなく、やはり医師会とかと連携をしながら、どういふふうに患者の皆様といいますか、地域の皆様を守っていくかというところでは、一方で地域の連携ということであれば、地域のそのNPOさんであるとか、いろんな団体がかかわってくるということは必要ではありますけれども、やはり医療という分野では、そう

いった医療機関、医師会との連携は不可欠であろうというふうに考えております。

この事業につきましては、今現在も中央西管内です、研究事業を進めております。その中で、一定、少し佐川町独自というよりは、大きなちょっと枠の中で考えていくことになるんじゃないかなあというふうに思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

課長が言われましたように、本町だけの中で対応できるように、高北病院ということでしょうけども、今、課長言われたように、全体的な形、またその医療を在宅で行うということになると、今後は、そういう医師会との連携というものが必要になってくると思います。今、進めていただいておりますということですので、安心をしておりますが。

この医療は、先ほど言われましたように、訪問看護という、これなかなか大変な部分でありまして、国がそういう形を示すのは簡単なんですけども、そういう地域資源があるかどうかということも含めて、非常に頭の痛いところではないかと思われそうですが、頑張ってくださいと検討していただければと思います。

もう1点、この地域支援事業で、生活支援コーディネーターというものの配置も、今年度から取り組むことになっておりますが、この点についてもお伺いをできればと思います。また、地域包括ケアシステムを構築していく上で欠かせない取り組みの1つが、地域ケア会議ではないかと思っております。

このケア会議の中で、地域の医療、先ほどもちらっと言いましたが、介護資源のマップのリストというものを作成をしていく。そういったことが、大事な点にこれからなってくると思います。それぞれの地域の特性に合わせた課題解決には、この資源のマップというものが不可欠だと思います。また、個別ケースから地域の課題を抽出することもできると思いますので、その意味でもこの地域ケア会議は、大事な位置を占めると思います。この会議の実施についても、あわせて答えをいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。生活支援のコーディネーターの部分につきましても、国のほうでは第6期の計画期間中に配置をするという形が出ております。介護保険にかかわらずですね、私たち、この福祉の

分野で携わっていただいておりますと、このコーディネーターという部分の重要性というのが、各施策といいますか、各分野で言われるようになってきております。この部分については、やはり個々のサービスであるとか、そういった部分をどういうふうにとらえて、この介護もそうですけども、福祉、医療、そういった部分で一人の町民の方、住民の方の支援をしていくかということで、考えだされているという部分があると思います。

ただ、これ地域の方、佐川町の中で各それぞれの地域で、こういったコーディネーターの部分担っていただける方であるとかですね、そういった人材育成も含めて、これは非常に重たい課題ではございます。地域で活躍されている方については、さまざまな要職を兼ねておられる方もたくさんおいでますし、特に、こういった介護の分野でありますと、あわせて専門的な知識であるとか、つなぎの部分、そういった部分を、知識を得ていただく必要もあると思いますので、このへん、佐川町でこういったコーディネーターの方が適任であるとかですね、そういったところも含めて、これも今後の課題ということにはなりますが、非常に重要なことであるというふうには認識をしております。

地域ケア会議のことですけれども、これは行政報告の中でも町長話しましたとおりに佐川町におきましては、今年度の後半、具体的には11月を一応めどにしてしておりますが、これから地域ケア会議というものをスタートをさせることにしております。

今までもですね、個別のケースの検討会であるとか事業者との連絡会、勉強会なんかではケースの検討、いろいろなサービスの検討であるというふうなのはやっておりますが、地域ケア会議と称してですね、いろんなその専門職が、医療も含めていろんな専門職を一堂に会して、あるケースの方の介護のケアプラン、これを検証していく、具体的に検証していくという作業を、11月から始めていくということで、これの検討状況によってそれぞれの、佐川町における介護保険、並びに関連のですね、仕組み、施策がどこに課題があるのかということを探っていくということにつながっていくというふうに思っております。

ちょっと取り組みが、第5期中にということでありまして、少し遅い感はありますけれども、佐川町におきましても取り組みを進めてまいります。以上です。

6 番（松浦隆起君）

しっかりと御認識をしていただいで取り組んでおられるということがよくわかりました。先ほども言いましたように、この資源と申しますか、この支援コーディネーターの人材の確保というものも、非常に、これが各地域で、特に地方では非常に悩ましい問題になってくると思いますので。できないことはできませんから、できる状態の中でどうやってやっていくのかということが、非常に大変な部分でありますけども、ぜひ検討していただければと思います。

それからケア会議につきましては、11月からということで、個人的には、この会議が、この包括ケアシステムをつくっていく上で一つ肝になる部分ではないかなあと考えておりますので、皆さんの知恵を集めていただいで、ぜひ、利用する方がほんとに利用しやすい、また喜んでいただける状況をつくっていただけるような会議にいただければと思います。

ことしの6月の18日に、次に移りますが、地域包括ケアシステム、これを前進をさせる医療・介護総合確保推進法というものが国会において可決・成立をいたしました。この法律は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域において効率的で質の高い医療・介護の提供体制を構築するために、医療法や介護保険法など、関連法を見直したものであります。

具体的には、高齢者が住み慣れた地域で医療・介護、生活支援サービスなどを一体で受けられる地域包括ケアシステムの構築を掲げ、病気を発症して間もない時期から在宅医療そして介護まで、一連のサービスを地域で総合的に確保することを主眼としております。

この法では、総合確保方針に即して、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を、県も市町村も作成することができるとされております。計画を作成する場合は、この介護保険事業計画との整合性というものの確保も必要だと思いますが、本町において、この総合確保法そしてこの計画策定について、どういうふうにお考えになられておるのか、教えていただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

現時点ではですね、この総合確保法に基づきます市町村の計画を策定するというふうな予定がございません。議論もなかなか具体的にはまだ進んでおらない状況でございます。

6 番（松浦隆起君）

この総合確保法というのは、先ほど言いましたように、ケアシステムを構築する各自治体、県なりを後押しをしようという法でありまして、さまざま、今までのシステムの改正でありますとか、支援でありますとか、もありますので、計画については個人的にはつくったほうがいいのか、つくらないほうがいいのか、介護保険事業の計画と整合性を図るといことは、ほとんど似たようなものになる部分も出てくると思いますので、これは地域に合わせて、必要ないと思えばつくらないということも、多分県はつくるのではないかと思いますから、そういうことでいいのではないかとというに思います。

るる御質問をさせていただきましたが、この地域包括ケアシステムの構築に向けては、まだまだ、これでもたくさん聞きましたが、ほんとはまだまだたくさん聞かせていただきたいことがあるんですけども。

ただ、この都市部と山間部、我々のような地方では交通網や医療、それから介護施設の整備状況、人的資源など、抱えている課題は大きく異なっております。例えば、越知町と佐川町でも格段に状況違いますし、越知町は全国でもトップになるぐらい介護保険料が高いという、隣の町でもそれだけ違います。

特に、佐川のような町にとっては、先ほども言いましたように、地域資源というものにも限界がありますし、その発掘というのも重要になっていくと思います。この包括ケアで求められるサービスや形態というものは、地域ごとに千差万別であります。例えば、先ほどもお話がありましたように、訪問看護の場合は、国が描いている都市部という形では、効率的に巡回できると思いますが、利用者が点在するような本町のような地方にとっては、この移動時間もかかりますし、迅速な対応というののできにくい点があると思います。

そういった点からも、自治体が自主性や主体性を持って、それぞれの地域の特性に応じたシステムを構築することが大切となってまいります。その意味でも、佐川町の実情、高齢者の方のニーズに沿った地域包括ケアシステムの構築が最も重要となります。

端的に答えるのは少し難しいかもわかりませんが、本町におけるこの地域包括ケアシステム構築へ向けての現状の取り組み、今、るるお聞きしましたが、改めて全体的な部分と、また目指すべきこういった形の、佐川としては目指していきたいというのがあれば、最

後にお示しをいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。なかなか難しいことですが、やはり、おっしゃられたようにですね、都市部と地方、それからまして佐川町というところにつきましては、条件、高齢者の条件も違いますし、地域の資源も違いますので、ほかのところをまねするということよりかは、佐川町の今ある資源、地域の資源、さまざま地域で頑張っておられる方々、それから団体も含めまして、そこと連携をしながら、連携をしながらという一般的な言葉になりますけれども、それとあと、やはり介護と福祉・医療、これに行政のほう、医療機関等、介護事業者等々が、やはり同じ方向を向いて、今もそうですが、やはり10年後、20年後、高齢者がだんだん多くなっていく中でも、やはり佐川町に住んでいてよかったと、佐川町で暮らしているってよかったというふうに見えるような介護のケアシステム、これをつくっていききたいというふうには考えております。

それにはやはり、町全体で介護保険制度だけではなくて、いろんな仕組みを組み合わせることが必要ではないかなあと。佐川町はそういった資源、あると思いますので、それを組み合わせていくということが佐川町らしさにつながっていくというふうに思っております。以上です。

6番（松浦隆起君）

ありがとうございます。この、今回質問の中で何度か言いましたけれども、さまざまな取り組みというものがリンクをされてきますし、例えば、この議会でも何度か質問をしておりますが、介護支援ボランティア制度、そういったものも介護予防と日常生活の支援という観点から見れば必要になってまいりますし、また、これから会が立ち上がるようですが、デマンドバス、その導入も病院へ通う足の確保という点では、この包括ケアシステムの中の1つの、パズルでいえばピースになるというふうに思います。

そういった幅広い視点から取り組んでいただければというふうに思います。10年後、20年後ということの、今、課長からもお話がありましたが、大体20年ぐらいたつと、課長も僕も、この包括ケアの対象になるぐらいの年齢になりますので、しっかりつくっておいていただければというふうに思います。

佐川町に住む高齢者の方が、住み慣れた、大事なことは、この自

分たちのこの町で安心して過ごしていけるよう、そしてそれぞれの方が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように、佐川町スタイルの地域包括ケアシステムを構築をしていただけるように、今後も取り組んでいただきますようお願いをしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税の推進について、お伺いをいたします。

ふるさと納税の取り組みについては、平成20年と21年、20年3月、それから21年12月の2度御質問させていただいております。最初に質問させていただいたのが20年の3月でありまして、ふるさと納税が創設される直前でありました。このふるさと納税制度は、20年4月30日に公布されておりまして、ちなみにこの制度の創設が決定されたのは、第1次安倍政権のことでありました。

このふるさと納税は、自分のふるさとの自治体や応援したい都道府県及び市区町村に対して、寄附をすると。そして寄附額のうち2,000円を超える分について、所得税が寄附をした年から、住民税が翌年度から控除されるというものであります。この制度開始から、ことしで6年を迎えるふるさと納税は、昨年度から過去最高の納税額を記録する自治体が相次ぐなど、着実な広がりを見せております。寄附者への特産物など贈呈品の充実や納付手続きの簡素化など、自治体ごとの工夫が功を奏しているためだと言われております。

そういった意味で、テレビなどでなどでも特集が組まれるほど、今、多くの方から注目をされているこのふるさと納税、これをしっかりと活用し、自主財源の確保に大いに取り組むべきときが来ているのではないかというふうに思います。そういった観点から、ふるさと納税の活用そして特産品を利用してのふるさと納税の拡充についてお伺いをしたいと思っております。

冒頭にも申し上げました、当初質問した折には、ふるさと納税の制度の創設前でありましたので、自治体に広がっている寄附金条例というものの取り組みも含めた提案をさせていただきました。2回目の質問では、寄附金の目的を持った活用と、その仕組みづくりについて提案をさせていただきました。ただ、その折の執行部の対応は、どちらかといえば、このふるさと納税についてあんまり積極的ではなかったんじゃないかなあというのが率直な感想であります。それゆえに、先進的な取り組みを行っている自治体から比べれば、

少し遅れをとっているのかなという感じをしております。

ただ、今はホームページを見てもわかりますように、前向きに取り組んでいただいている、いう感じを受けております。ただ、以前から何度かお話をさせていただいていることですが、寄附をしていただいた後の活用の仕方というか、仕組みがもう少し工夫があってもいいのかなと感じております。

今は、このふるさと寄附金の受け入れは、決算書でいえば 16 款の 4 目でしたかね。ふるさと寄附金という目で受け入れておりました、明確にわかります。ただ、今の仕組みでは、受け入れた寄附金がどういったことにいくら使われたということが、そういった書類上では目に見えてわかるようにはなっていないと、じゃないかなあと思います。

使い道については、寄附金を受ける段階で、5つの項目、医療・福祉・子育ての充実、教育・文化・スポーツの振興、そして産業・観光の振興、そして交通安全・防犯の推進、そして最後にその他と。この5つの中から選んでいただくことになっております。特に希望がない場合は、佐川町で判断するとなっております。そのほか以外の4つの具体的項目に希望があった場合、例えば、教育・文化・スポーツという希望であれば、教育委員会でやる事業の財源に充てているということをお聞きをしております。

ただ、その他や、また希望がなかった場合、こういったものの財源として充てておられるのか、それがわからないのではないかなあと思います。簡単にいえば、一財で充てるかわりに寄附金を充てていると、そういう形になっているんじゃないかなあと思いますが、まずその点について、御説明いただければと思います。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。それではお答えをいたします。

当町では、制度が始まりましてから平成 20 年度に、議員おっしゃられるように始まったわけですけれども、ふるさと寄附をいただいております、平成 22 年度には、事務取扱規程も施行いたしました。

当初は、寄附をいただいた方々にはお礼品といたしまして、司牡丹のお酒を送ってございましたけれども、本年7月にですね、お礼品として町の特産物を選んでいただく仕組みを導入しております。また、この効果もあったようでございまして、平成 20 年から 25 年度

の間は7件、8件ぐらいの申し込みでありましたが、本年7月以後、既に今28件のお申し込みがいただいております。

議員から、このふるさと寄附金専用基金を造成してその用途をわかりやすいようにするべきというお話でございます。確かに、ふるさと寄附には、地域の発展と活性化などを願い送られるようになりまして、そのありがたい行為に対しまして感謝の気持ちをあらわすために、地域の特産品を多く贈呈する段取りでございます。そしてその用途をわかりやすくするよう専用の基金を造成する団体もありますが、その対応は町村によってまちまちとなっております。

当町におきましては、現在、特産品の贈呈を行っておりますけれども、専用の基金造成は現段階では行っておりません。いただきました寄附金の用途を専用寄附金ごとにわかりやすく御報告することは1つの方法であります。まだ、しかしながら今のところ28件といいますが、70万程度でございましょうか。それぐらいの金額であります。

金額の高い低いを言うというわけではないんですけれども、もうちょっと様子を見させていただきたい。そしてまた、この間にはですね、寄附によらなくても、広報やホームページなどで、いただいた寄附を年度ごとにしていただいている用途ごとの実績報告をすることでかえさせていただきたいなというふうに、今のところ思っております。

6番（松浦隆起君）

お聞きしたことに答えていただけてないんですけども。希望、その他に使うであるとか、希望がなかった場合、それをどういったものに使っているのかというものを聞きをしました。その後の基金については、次で質問をするつもりでございましたが、後であわせてそれも答えていただきたいと思います。

今、課長から金額ということも出ましたが、課長が言われたようにやっぱり金額の多寡ではないと私は思います。基金という形で完了していくと、例えば、ふるさと寄附金という形の基金を新たにつくって、そこにいったんは積み上げると。そして、各事業の財源に充てていくと。そうすれば、その基金を取り崩して使っていくとすれば、その年度にいくら寄附金があり、どれだけ活用したか、これはもう明確に決算書にあらわれてきます。そして基金口は1つにして、その用途の項目については、別途、例えば補助簿的なもので管

理をするという方法ではないかと思えます。

多分、本音で言えば、実際に事務を行っている職員の皆さんからすれば、額にすれば手間が増えて、やりたくないという方法ではないかと思えますが、貴重な寄附金、1円でも2円でも、私、額は関係ないと思えますので、また、基金をつくるのが、そんなに手間なことだともあんまり思いませんので、大事な部分ではないかと思えます。

基金にすることで、一財のかわりという使い方だけではなくて、例えば、一財ではなかなか取り組んでいないことなど、予算の中に入っていないことなど、この寄附金を積み上げた上で事業として行っていくということもできると思えます。そういった形をとるほうが、善意や好意で寄附をしていただいた貴重な財源を事業という形として残すことができるというふうに思えます。

ぜひ、そういった方法での活用の仕方を行っていただきたいというふうに思っておりますが、先ほどの点とあわせてお伺いをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。先ほど、その他というところもちゃんとできるようにするべきであるというふうにおっしゃっていただきました。その前の時点では、先ほど議員さんが言われましたとおり、医療・福祉、教育・文化、産業・観光、それから交通安全、その他というふうな5項目に分けてですね、その使用の用途を、寄附金を申し込む際に指示ができるわけでございますけれども、その項目に分けてホームページ、広報でお知らせをすればいいのかなというふうに思っております。そのときにはまた、その他というところの取り扱いについては、寄附の型がその他というところになりますので、一応その他というふうに報告をさしてもらいたいなというふうに思っております。

しかしながら、確かに私も言いました、金額ではないんですけども、先ほど申し上げましたとおり、今のところ、まだ、佐川町の取り組みがやっと特産品の導入を始め金額が伸びておりますが、もうちょっと様子を見させていただきたいというふうに思っております。

確かに、寄附を造成して、積み立てて取り崩してっていうのは、一応の事務手続きがあるんですけども、今後はそういうことも頭

に入れていきたいなというように思います。どうぞ、お願いします。

6 番（松浦隆起君）

答えにくいのか、どうなのかわかりませんが、なかなかその聞いてることを答えてもらえないんですけども。その他とか希望がなかったというものが、例えばあった場合に、それをどういうものの財源として充てているかということをお聞きをしておりましたが、もう構いませんけども。

以前、今、今この項目にある程度分けておられる、使われてると思うんですが、何年か前までは、ともすればどこに使われているかわからないと。極端に言うと、職員の皆さんや我々の歳費や給料になってる場合もあるというような部分もあったと思います。それはその当時確認もさせていただいておりますので。

で、やっぱりそういうことがあると、やはり寄附をしてしていただいた方に対してしっかりと、こういうことで形ができましたということが本来だと思えます。

このふるさと納税の、あれ、どこがつくっているホームページかはわかりませんが、いろんなふるさと納税の特産品でありますとか、それから、それによってどこにふるさと納税をするのかという選ぶ、多分皆さんが見られているホームページが、ふるさとチョイスとか何とかというのがあるんですけども、その中でも、その使い道によって自治体を選ぶというところもあるんですね。こういうことに使いますということを示している。そういうことに使ってもらいたいということで、納税をされている方もおりますので、やっぱりしっかりと項目を、これ以上分けると、逆に積み上がらなかった場合に難しいというのもあると思いますから、せめて基金という形にしてお願いをできればと思いますので。額が少ないということですが、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思えます。

次に移りますが、この特産品の活用についてお伺いをしたいと思えます。冒頭にも申し上げましたが、今、ふるさと納税が非常に注目をされておまして、皆さんも御存じのことだと思えます。この制度が始まった 2008 年の寄附は全国で約 3 万人。総額 73 億円。2012 年度では、約 11 万人。130 億円に増加をしておまして、今後さらに大幅に増える見込みであります。

その大きな要因の 1 つが寄附金に対するお礼として送る贈呈品に

あります。最初にお話しをしたように、このふるさと納税というのは、寄附した金額のうち 2,000 円を超える分について所得税と住民税から控除されると。この仕組みを最大限に利用しまして、知恵と工夫を凝らした自治体が数多く出てまいりました。

例えば、1 万円以上を寄附をしていただいた方に約 5,000 円の贈呈品を送るというものであります。後でも触れますが、その贈呈品が魅力のある特産品が多く、話題となりました。寄附をする側から見れば、1 万円寄附をして 8,000 円の控除があるために実質 2,000 円の支出となります。それに対して約 5,000 円ほどの金額の贈呈品がもらえ、その贈呈品が魅力のある商品となることで、非常にお得感を感じるということで、広がりを見せているんだと思います。

高知県におきましては、奈半利町が全国ネットの番組で取り上げられ、また、いの町も注目をされている自治体の 1 つとなっております。このいの町は、寄附金に対する贈呈品のいわゆる還元率がよくて、1 万 5,000 円以上の寄附金に対しては 1 万円相当の特産品を送っておられると。リピーターも多いようで、寄附金は今年の、前年の約 15 倍にも達しているようであります。

この 2 つの町も含めて、注目をされている自治体の贈呈品は、その町の地場の特産物、特に野菜、果物、牛肉や魚と、そういったものが多く出されております。ステーキでありますとか、マグロでありますとか、カツオでありますとか、そのほかにも、その町ならではの知恵を使った贈呈品が数多く出てきております。

少し例を挙げますと、山形県の真室川町というところでは、ことし 1 月から、100 万円以上の寄附のお返しに、1 日町長体験というものを用意しております。希望者はまだあられてないということですが、PR 効果としては非常に大きくて、皆さんから注目を浴びて、それがあつたためにホームページをのぞきにいて、ほかの特産物を見て寄附をします。この町では、寄附とともに、それを通じて特産品の販売、その注文も相次いでいるそうでございます。

また、長野県の飯山市では、10 万円以上の寄附で、森林セラピー、人間ドッグ、宿泊、こういったものがパックになったプランも提供しております。新幹線飯山駅関連施設に名前を刻めると、これも 10 万円以上の寄附でできるということで、これも呼び水となり、この町の「幻の米」というものにも、お米にも人気に火がついたようであります。寄附件数は、前年度から約 40 倍に増え、寄附額も大幅に

伸びているようであります。

また、北海道の上士幌町では、地元特産の「十勝ナイタイ和牛」というものを特典にしております。昨年度の寄附額は、過去最高の2億4,350万円に達しております。この町の町民税とほぼ同額になったそうであります。今年度も既に3億円を突破をし、年度末には7億円を見込んでおります。地元の畜産農家は対応に追われ、うれしい悲鳴を上げているということでもあります。

今、例を挙げましたように、ふるさと納税を集める鍵の1つは、贈呈品の充実にかかっていると言っても過言ではありません。また、実施している自治体の中には「自治体の収入になるだけでなく、産業が活性化し、観光客も増えている」と影響の広がり強調する担当者の方もおられます。そういった流れの中で、各自治体の取り組みが、単に寄附金の増額だけを目的としたものではなく、その町を売り込み、活性化につなげることも目的の1つになってきているように思います。

そういった点から考えれば、佐川町を全国の皆さんに発信する取り組みとして、後ほどお聞きをしますが、観光、それから地場産業の活性化という点など、担当課だけではなくて、関係する課との横の連携も非常に大事な点になってくるのではないかと思います。

初日の町長の行政報告、また先ほど課長のお話にもありましたが、本町でも7月から特産品を選んでいただいております。で、寄附をしていただく方が増えているということで、非常にありがたいことだと思いますし、町長を初め職員の方が、この今の流れをしっかりとつかんで対応していただいていることに敬意を表したいと思います。

ただ、今、ホームページに出ている特産品を見たときに、もう一工夫、二工夫あってもいいのかなということを感じております。そこで、特産品の内容については後ほど具体的にお伺いをしますので、まず、掲載されております特産品の決定に当たって、例えば、産業建設課でありますとか、チーム佐川推進課など、各課の意見を取り入れて決定をされたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。この商品の決定につきましては、本年7月から導入をしておりますけれども、その会議を、正式な会議等で職員

に集まっていたいてっていう形ではございませんで、担当が係のほう、もしくはその商品を扱っている、もしくは農協サイドの状況を知っている者等に行って、お話をさしていただいて、総務課のほうで取りまとめをしたものでございます。

6 番（松浦隆起君）

答えにくいことになる、なかなか答えていただけないんですが。各課と、例えば、観光ということも含めようと思えば、チーム佐川の推進課になると思いますし、この地場産品になれば産業建設課になると思いますが、そういう各課と、どういったものかという話し合いがされたかということをお聞きしたんですが、多分、今のお答えだと、されてないんじゃないかなというふうに思いますが。

例えば、今、町内でどういったものが、皆さんが苦勞をしてつくられ、それから売りだそうとされているのか、こういった商品が今、苦勞してつくられてるとか、そういうことを一番知っているのは、その分野でいえば産業建設課ではないかと思えます。

このふるさと納税をきっかけに、町内の産業の活性化を図ろうとすれば、やはりそういった担当との連携というのは、私は不可欠だと思います。このふるさと納税のお礼に特産品を送るという新たな仕組みをきっかけに、今、既にある商品、それをさらに売り出すと。それからこれを通じて、あらたな商品も育てていくということも大事だと思っております。

このふるさと納税の制度を、単に寄附をしていただくという枠を大きく超えて、地域の地場産品を町外に大きく売り出し、佐川町のよさを知ってもらい、観光へとつなげていく。その大きなチャンスと捉えて取り組んでいくべきではないかというふうに思えます。

そこで、私なりに、少し考えられる特産品を挙げてみたいと思いますが。今、ホームページに挙げられている特産品、これもバラエティあふれるいいものが並んでいるというふうに思えます。ただ、残念なことに、農産物等がないですね。例えば、黒岩の新高梨や、それからイチゴ、また聞くところによりますとフルーツトマトなども今つくられておるようでありますし、ショウガもあります。そして、今までお礼として送っていた中に、お酒も出てましたが、お米、そういったものも佐川の美味しいお米や野菜、果物を多くの人に知っていただくいい機会になるというふうに思えます。

また、ほかの自治体では、牛乳、それからウナギのかば焼き、本

町にもありますが。そういったものも特産品として送っているところもあります。そのほかにも、知る人ぞ知るいいものがたくさんあると思いますし、例えば、今、町長が進めておられます自伐林業、そういったものを利用して、そこから出された木を使った何か、商品というか製品を考え出して、自伐林業の町としてアピールをするということもおもしろいと思います。

できる、できないは別にして、まず、いろんな、佐川町の誇るべき地場産品を候補に挙げて、そこから絞り込んでいき、少しでも外に売り出し、佐川のよさを知ってもらえるチャンスにできればと思います。地産外商の取り組みの1つの形になるのかと思います。そう考えれば、先ほども言いましたように、担当課だけでは限界があると思いますし、また、佐川の町自体を知ってもらうためにもそういった連携が必要となると思います。

そういった観点で、例えば、観光協会が入っている旧浜口邸に体験宿泊をしてもらって、おいしいウナギを食してもらおうと。そういう佐川町の体験パックというものや、例えば、その体験宿泊と観光農園での果物狩り、そういった体験パックもいいと思いますし、佐川町の民間の宿泊施設に泊まってもらって上町を観光してもらおうということもいいと思います。

また、沢登りやシャワークライミングが行える尾川の長谷溪谷、これらも入れると、おもしろい企画ができるんじゃないかなあと。また、地元のおらんく球団であるファイティングドッグスにも、何かの形で協力をお願いしてもいいんじゃないかと。

知恵と工夫で、いろんな組み合わせが考えられると思います。それは、寄附金額に応じて、いろんなコースをつくれると思いますので。

先日、町長と少しお話をさせていただいた折りに、この特産品の第2弾も考えていると言われておりましたので、前向きに取り組みを進めていただいているというふうに思います。町長が目指しているチーム佐川という考え方を最大限に生かしていただいて、どうすれば佐川町を町外に発信できるか、そして、それが自主財源確保と町の活性化につながるか、担当課を中心に若い職員さんにしか出せない発想もあると思いますし、40代、50代のベテランの職員さんだからこそ出せる発想もあると思います。課横断的に知恵と力を集めて、大きなチャンスをつかんでいただきたいと思います。

以上を踏まえまして、町長と担当課長のお考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の質問にお答えをさせていただきます。まず、先ほどの御質問ですけれども、担当課、課を横断して話し合いをされてないのかという御質問ありましたが、もちろん、しております。総務課長の答えだと、あたかもしていないかのような答弁に聞き取られたかかもしれませんけれども、当然しております。総務課、チーム佐川推進課、産業建設課、当然、知恵を出し合って取り組みをしております。観光協会とも、当然、打ち合わせをさしていただいております。また、JAのJAコスモスさんとも打ち合わせをさしていただいております。

今回の取り組みに関しては、松浦議員からもお話ありました。佐川町は遅れを取っているのではないかという質問が、意見がありました。確かに、ほかの自治体と比べたら、取り組みが遅れているんじゃないかなあというふうに、私も感じました。

今回、7月に立ち上げる際に当たっては「スピード感を持ってやってくれ。まずは、第1弾として、数は少なくてもいいから、とにかく立ち上げるんだ」ということで始めました。商売もそうですけれども、何か新しいものに取り組むというときは、最初から大風呂敷を広げていくと、まず、失敗するケースが多いです。ですから、やれることを確実にやっていく。まだ体制もできておりませんので、確実なところからやっていくということで取り組みをしております。

当然、新高梨ですとか、イチゴ、トマト、そういう生鮮品も検討しております。その生鮮品に関しては、JAコスモスさんとも当然相談をさせていただいて取り組みをしたいなというふうに考えております。

また、松浦議員からも、いろいろ貴重な、ほんと、御提案をいただきました。当然、役場の中でも、第2弾、第3弾、どうやったら佐川町の魅力を発信できるのか、観光につなげていけるのか、そういう視点で、このふるさと納税の取り組みは考えております。自伐林業に絡んで、佐川は人工林の9割がヒノキです。このヒノキの材を使った新しい商品ができないのか、今、既存で、佐川町でいろいろヒノキを使った製造に取り組んでいるところ、そういった会社、事

業所の力も借りながら、佐川町らしいふるさと納税のあり方、特産品の開発、佐川町のPR、それをトータルで考えて発信をしていきたい、いうふうに考えております。

また、ぜひ、松浦議員にはですね、佐川町執行部がふるさと納税、いろいろ今後戦略的に考えていく中で、またアイデアをいただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

副町長（村田豊昭君）

松浦議員さんの御指摘の中で、ふるさと納税のその他の部分の取り扱いということで、現在は、一財扱いをしているようでございます。この部分につきましては、自治法の中の一般寄附の中の、特別目的の寄附とその他の部分、それから、ふるさと納税の中の特別な指定寄附とその他の部分というふうに分かれろうと思っております。

先ほど、総務課長も説明いたしましたように、金額の動向、それから義務的なものを含めまして、今後、松浦議員さんの趣旨を生かした検討を加えたいと思っております。以上です。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。この記念品の種類でございますけど、今ちょうど、現在、1万円以上で5,000円の特産品の贈呈をしております。また、3万円以上で1万円になっております。そして、町長もおっしゃってましたけども、現在はですね、通年ある3品を提供してるということでございまして、農産品、特に時期もの、文旦とか梨とか、議員も言われましたそういうものにつきましては、まだここに反映をしてないということでございます。今後また、農協、JAとの連携を密にいたしまして、そういう農産品につきましてもその寄附金の特産品のほうに入れていきたいというふうに思っております。以上です。

6番（松浦隆起君）

しっかりと取り組んでいただけるということで、町長のお話を聞けば安心をしました。町長が第2弾を考えておられるということをお聞きしてましたんで、どういったことを考えておられるのか、お聞きをしたくて、ちょっと呼び水的に言いましたが、具体的に言ってもらえませんでしたので、また、個人的に聞かせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは最後、観光振興の取り組みについてお伺いします。

この観光振興の取り組みにつきましても、平成 21 年 3 月、22 年 6 月の定例会において、御質問をさせていただいております。歴まち法を活用した上町を中心としたまちづくりも進み、観光協会も設立をされ、いよいよこれからはそういった環境を活用して本格的に観光振興に取り組む時期に来ていると思います。

ちょっと時間もなくなってきましたので、少し省いて質問をさせていただきますが、平成 20 年 5 月の 23 日「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」というものが公布をされ、本町においては、その年の 9 月から歴史的風致維持向上計画協議会がスタートし、計画づくりが始まりました。ちなみに、私もその協議会の委員に入らせていただいております。

この質問をさせていただく折に、しばらく、協議会が開催されていないなあと思ひまして、お聞きをしたところ、知らない間に委員から外れておりました。本心を言えば、連絡くらいがあるのが普通ではないかというふうに思ひましたが、これ以上は、時間もないので言いません。

それはそれとして、21 年の 3 月に「歴史的風致維持向上計画」が国において認定をされ、本格的な取り組みがスタートをいたしました。各施設や環境が整備され、今に至っております。そこでまず、お伺いをいたします。佐川文庫庫舎の移転、それから旧浜口邸の改修、牧野富太郎ふるさと館の建設など、今まで多くの予算が投じられております。執行部の方とお話しをしていますと、ビーバイシー、いわゆる費用対効果というのがよく出ます。そういった観点で少しお答えいただければと思いますが、上町の整備にこれまでかかった費用、そして今後考えられるものがあれば、その見通しも含めて教えていただきたいと思ひます。

また、それに対して、本町においでいただいております観光客の人口推移と本町への経済効果というものがわかれば、あわせて教えていただきたいと思ひます。

町長の行政報告でも 4 カ月間で 5,000 人を超えているとの報告もございましたので、順調に推移をしていると思ひます。3 年、5 年のスパンで目指すべき観光客の数字というものを持っておられれば、それもあわせてお示しいただければと思ひます。

この点について、担当課長の御意見をお伺いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。松浦議員もおっしゃられましたが、上町地区の観光につきましては、歴史的風致の維持向上計画及び歴史的街なみ整備計画などの大きな計画の中で、観光の位置づけを行い、旧浜口邸の住宅改修や牧野富太郎ふるさと館の再生、名教館の移築、さかわ観光協会の設置など、各事業を実施してまいりました。

経済効果ということにおきましては、年間、観光客の来客数がですね、平成 25 年度におきましては、上町地区におきまして約 3 万人の観光客がおいでいただいております。これは、旧浜口邸の観光協会におきましては、設立の 10 月からの数値となっておりますが、あと、文庫庫舎とかですね上町の町歩きを含めまして、3 万人の、平成 25 年度におきましては、お客様が来ていただいております。そして平成 26 年度、今年度におきましては、4 月から 7 月におきまして、今のところ 1 万 3,000 人のお客様がおいでいただいております。

あと、今までですね、御質問でありました上町地区にかかった、名教館の移築とか、さかわ観光協会の設置した費用等につきましては、今ちょっと資料が手元にありませんので、即答はできませんが、また、調べをして御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

今、数字は持っておられないということですので、また後で教えていただきたいと思いますと思いますが。相当の額が投じられております。その点から見ましても、しっかりと町の活性化につなげていかなければならないというふうに思います。

今、観光客の推移を出していただきました。昨年 3 万人、ことしが 4 月から 7 月ですから、4 カ月で 1 万 3,000 人ということは、このまま順調にいけば、昨年度をまた上回るということになると思っております。

この町の活性化ということで、この観光振興の成功へのいわゆるロードマップというものを、やっぱりしっかりと描いて、ポイント、ポイントの目標値をしっかりと設定することも大事な点だというふうに思います。それがなければ、行き当たりばったりというような形にもなると思っておりますので、よろしく願いをします。この点については、後ほどまた別の角度からお聞きしたいと思います。

そこで、具体的な点について、少しお聞きしたいと思います。

今、上町を中心とした観光振興を進めていく上で、誰もが指摘するのが駐車場であります。残念ながら今現在、上町周辺には大型バスが止まれる場所がなく、主に役場の駐車場が利用されていると思います。しかし、これも、旅行の業者などが平日にツアーを組みたいとか、組んだ場合は、なかなか難しい部分が出てくる。また、できれば、マイカーで来た人たちの気軽に止めることができる駐車場もほしいところだと思います。

ただ、駐車場が確保できれば、それに越したことはないんですけども、もしも、なかなか駐車場の設置が難しい場合、どのように対応していくのか、そういった点も考えていく必要があると思います。以前の質問の折にも、この点についてお話しをさせていただいておりまして、例えば、国道沿いに観光ステーション的な施設、道の駅等もそれに含まれると思いますが、そういった施設をつくって、まずは佐川町に足を止めてもらう。そして、土日や祝日、観光シーズンなどは、そこから上町やその他の場所に沿って、佐川の町なかバスとして周遊バスを走らせてはどうかというものです。選択肢として、こういったことも考えられると思いますし、逆に、役場の駐車場を利用するのであれば、上町までの歩道を観光道として整備をするということも考えられると思います。

また、この駐車場に関連してくるのが、何度か質問でも出ておりますが、トイレの問題であります。これも、駐車場をどうするかによってどこにトイレを設置するか、つくるかつくらないか、こういったことも決まってくると思いますので。この点について、どういった展望を持っておられるのか、お聞かせいただければと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

松浦議員さんの御指摘のありました、まず、駐車場の件につきましてお答えをさせていただきます。

松浦議員のおっしゃられますとおり大型バスの駐車につきましては、上町地区の観光にとりましては最大の課題と考えております。現在、候補地をですね当たっているところではあります。まだ、結論は出ていないのが実情であります。上町の町並み地区の周辺に大型バスの駐車可能な駐車場があれば、理想ではあります。

県内の、比べてみましたが、県内の町並みなどの観光を実施している観光地におきましても、大型バスの駐車場と町並み地区が離れ

ていることは、珍しいことではありません。また、一定、上町におきましても、一時的にですね、バスの乗り降りの場所が確保できれば、役場の駐車場との併用によってですね、観光客の利便性が維持できるのではないかと考えております。

しかしながら、今後ですね、駐車場用地の確保につきましては、周辺の土地の現状等をですね、再調査し、整備可能な場所があれば、整備に向けて検討をしていきたいと考えております。また、それに向けての遊歩道とか御質問にありました件も含めまして検討をさせていただきたいと思っております。

それとですね、トイレにつきましてですが、既に、上町地区周辺にはある程度のトイレは整備されていると考えてはおりますが、駐車場の整備、設置とか活用方針が決定後ですね、必要に応じて設置とか整備は考えていかしていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

6 番（松浦隆起君）

先ほど、地域包括でも言いましたが、できなければ、できない状況の中で、どういうふうを考えていくかということが必要だと思えますので、今、課長の答弁にありましたように、なかなか駐車場の確保も難しいかもわかりませんので、もし、そうなった場合にどうするのかと。それ、最終着地を考えないと、途中で、じゃ、とりあえずトイレをつくろうかといってトイレをつくってしまうと、無駄になったりもしますので、その点についてもよろしく願いをします。

もう1点、施設面で言えば、佐川文庫庫舎の横の土地に設置を予定しておりましたJRの客車、どういった客車であるかということ、もう省かせていただきますが、当初、JRの客車を借り受けて設置をするということで移転補償をした上で土地の購入をしております。

ただ、まだ現在は、客車の設置はされておらず、土地が遊んでいる状態になっておまして、周辺の整備が進んできたために余計に目立ってきているんじゃないかなあと。で、もったいない状態になっております。できるだけ早く方向性を決めて、有効的に活用すべきだと思いますが、その現状と見通しについてお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。JR四国さんと

も、今年度に入りまして打ち合わせをさせていただきました。基本的には、客車に関しては、J R 四国の整備をした現場の方たちとか、今、保管をしている、保存をしている J R の人たちは、貸し出しはしたくないと。どうしても佐川町さんが貸してほしいということであれば、貸さないことはないというのが結論です。

J R 四国さんの意向としては、自分のところに置いておきたいという意向がかなり強いです。こちらに運ぶときも、西条市とは違いまして、線路で運んでくることができないもんですから、トレーラーで運んでくると。部分的にも解体をして搬入をしなければいけないと。技術的にもちょっと難しいという話もありまして、今、執行部で最終的には、今、検討中です。で、12月の定例会までの間に一度、議員の皆さんには全員協議会の開催をお願いをさせていただいて、この件に関しては、結論を出していきたいというふうに、執行部では考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

あの場所は、上町の観光という面においても、非常に大事な場所で、生かし方が重要だと思いますので、ぜひ、よろしく願いをします。

次に、観光地としてお客様を迎える側として環境整備も大事な点であると思います。中国の古典の中に、観光の意味の「観光」という言葉が出てきまして、その中で、地域のすぐれたものを人々に見せるというのがあります。佐川町の町のよさを十分知ってもらって、喜んで帰ってもらおうということも観光の意義の1つだと思います。そういった点から見て、迎える立場として大切なことは、いやな思いをさせずに心地よく帰っていただいて、また来たいと思っていただけるよう十分に配慮することだと思います。

その意味からも、町全体からおもてなしの心を感じるような取り組みも大切だと思います。道の案内板でありますとか、また安全面への配慮も必要になると思います。

1つ例を挙げますと、昨年、第6回目の開催を迎えた酒蔵ロード劇場、昨年より冬の開催となりましたが、第1回より年々多くの人に来ていただくようになっておりまして、佐川の1つの欠かせないイベントになっております。その舞台となっているのが、あの上町の、いわゆる酒蔵通りであります。

昨年、見に行った折に、道路側溝に足を踏み外して、道路にしり

もちを、こけるということですね、つく人に出くわしました。ロード劇場は、そのイベントの性格上、道路が暗くなっておりまして、昼間は余り気がつきませんが、そのために、側溝が見えにくくなっていると。1つ違えば、ひどいけがにもなりかねないと。この道路側溝のふたの設置については、担当課にお話をしてお願いをしまして、課長からは対応していただけるというような御返事もいただいております。

こういった観光拠点の安全面の配慮、環境の整備、まずこういったことも非常に重要なことだと思います。ですから、担当課が関係する部署と連携を取りながら、特に観光拠点となる、あの上町周辺の整備、この点についてしっかりと行っていくことも必要だと思います。この点について、どう対応しておられるのかをお聞かせをいただければと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

松浦議員の御指摘のありました側溝等のふたの件につきましては、やっぱり関係課とですね連絡を取りながら、あの地区はですね、景観にも配慮した、普通の側溝ふたではだめではないかとも考えております。景観を大事にする地区でありますので、そういった面でもやっぱり関係課と密に連絡を取りまして、安全面においては取り組んでいきたいと考えております。

また、ほかの安全面につきましても、イベント等につきましてもですね、交通整理員とか、そういった車に対しての歩行者との安全を確保するために、そういった面でも取り組みを強化していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

6番（松浦隆起君）

私も、例えば要望があったときには、夜の状態と昼の状態は違いますので、昼、夜と見ていただいて、全体的に、そういった危ない箇所をぜひ、見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

るる、お聞きをしてみましたが、時間もありませんが、最後に、大事な点についてお聞きをしたいと思います。この観光振興の取り組みは、行政の仕事の中でいえば、色合いが違うものだというふうに思います。観光振興や、例えば道の駅事業、こういったものは、商業的な色合いが濃く、取り組みには非常に難しい部分があると思います。

ですから、前回での御質問でも述べましたが、課横断的な取り組みで、さまざまな知恵を集めて行うのが必要ではないかというに感じております。それは、こういった分野が好きであったり、そういったセンス的なものがどうしても必要になってくるというふうにも思います。

ふるさと納税の質問の折にも申し上げましたが、町を売り込もうとすれば、いろんな分野が関係をしてまいります。そういったことから、担当課がしっかりと横の連携を取り、知恵を集められる仕組みをつくっていただきたいと思います。加えて言えば、例えば、町民の方の中にもいろんな発想を持った方もおられるのではないかと思います。例えば、この観光振興。町を売り出す、また観光という面でアイデアを公募してみるのもおもしろいのではないかというふうに思います。

もう1点、昨年より観光協会が再発足し、観光振興へ取り組み始め、関係する職員の方は、懸命に取り組んでおられると思います。その職員の方の努力を実を結ばせるためには、そこに足りないものは、私が考えるに、プロの視点であり、経験であり、発想力であると思います。

先ほど、歴まちの協議会の委員であった話をしましたが、その中で感じていたことは、委託しているコンサルの方がつくり上げた計画は、確かに夢のあるものでした。しかし、民間で仕事をしてきた私から見れば、お客様に来てもらうというのは、そんなに簡単なものではなくて、ましてリピーターになってもらうには、いろんな工夫が必要であり、出てきた計画は、少しきついですけども、絵に描いた餅というような感じをしておりました。

私が言うておりますプロの視点というのは、そういうものではなくて、例えば、観光という仕事に携わってきたり、例えば、お客様に来てもらいお金をいただいている、そういう現場の感覚をしっかりと持った人であります。そういった方にコンサルとしてかかわってもらって、実現性がある計画をつくり上げていく必要があるのではないかと思います。

そして冒頭にも申し上げましたように、しっかりと道筋をつけながら、進めていただければと思います。以上の点について、町長と担当課長のお考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。観光協会の組織をどのように回していくのか、マネジメントしていくかということはずごく大事だと思っております。計画を策定するに当たっても、やはりその観光協会の職員が、どれだけ主体性を持って考えていくか。周りの人の知恵もいただきながらつくっていくかということが大事だなというふうに思っております。

組織を束ねるに当たっては、観光協会でおきますと、事務局長という立場の方がとても大切になってきます。昨年度発足をしましたけれども、昨年度、今年度とも観光協会の中で、誰が事務局長としてしっかりやっていくのか、どういう目的、どういう役割をしていくのか、計画をどういうふうに進捗管理していくのかと、そのへんが明確になってなかったのではないかなあというふうに、私は考えております。

観光協会のあり方、事務局長の役割、計画の策定の仕方、そのあたりについて、実際に観光協会を運営したことのある方、外部の方ですけれども、アドバイザーとして来ていただいて、今年度、少し勉強して、来年度から佐川町としてどう取り組んでいくのか、それをつくり上げていきたいというふうに考えております。以上です。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

私のほうからも。町長が大筋な面はお答えいただいておりますが、やはり、松浦議員の言うように、各課との連携、横の連携が必要だと思っております。また、観光の振興におきましてはですね、観光協会、関係業者、商工業者、地域の住民の方々と今後の知恵を出し合いながらですね、今後の観光振興に努めていきたいと考えておりますので、また、議員の皆様におかれましても、いい考えがありましたら、また、ぜひよろしく、御提案のほうをお願いしたいと思います。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。この観光について、2007年に施行されました観光立国推進基本法というものでは、この観光立国とは、人々がその地に住むことや誇りや幸せを感じ、その地を訪れる人にとっても魅力を感じる「住んでよし、訪れてよしの国づくり」というものを実現しようというものであります。本町にとっても「観光立町」そういった思いで、さらなる取り組みをお願いしたいと思います。

これで、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、55分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

皆さん、おはようございます。2番議員の坂本です。質問をさせていただきます。質問を始める前に、一言、所見を申し上げたいと思います。

東日本大震災から3年が過ぎました。ところが、原発事故の終息は、まだまだ先が見えない状況です。国や電力は、原発は絶対安全であると、ずっと言い続けてきました。ところが、自然の猛威の前には、人間のつくったものは無力でした。それは広島の大災害でも明らかです。

3月議会で、松本議員の質問に対し町長は、原発の再稼働は、原子力規制委員会が新しい基準に基づき安全性を厳しく審査した結果、再稼働がもし認められた場合には、その審査結果と地元の判断を尊重したいと答弁されました。

原発事故が起きた場合は、広範囲に影響が出ます。佐川は、遠く離れているとはいえ、風向き等によっては影響が絶対ないとは言えません。現に今、中国からのPM2.5は日本各地に飛んでいます。放射能はどうでしょうか。また高濃度廃棄物の廃棄場所について、今あちこちで問題になっていますが、その廃棄物が安全になるためには、1万年から10万年が必要で、その期間、その容器を安全に保管することは難しいと言われてしています。

そして今、異常気象があちこちで起きており、巨大地震は、必ず起こると言われています。そんなとき、四国に原発があり、稼働していたらどうなるかは、大きな不安があります。そのときに、想定外だったとは言えません。子供たちの未来を守るためには、しっか

り考える必要があります。国が絶対安全だと言っても、そうではなかった事実。放射能は、それを除去するためには、とてつもない時間と費用が必要である。そして住民にも大きな負担を与える。

さまざまなことを考え、国や県に対して、安全なエネルギーをつくっていくための施策、原発をなくする施策の提言を、町でもやっていただきたいと思います。

さて、質問に移ります。

今、町長は10年後の佐川町のあり方を考えるため、各地区でチクコンをし、地域づくりに力を入れています。私も、佐川はどうあるのがいいのか、考えてきました。佐川は、子育てしやすい町で特化すればいいのではないかなと思っています。佐川だけでみんなの働く場をつくることは困難でも、例えば、高知や須崎でも通勤範囲内です。佐川で住み、よその市町村で働くパターンもありなのではないでしょうか。

もし、子育てしやすい町で特化できれば、自然は豊かだし、文化的な町です。多くの人に移住してくるのではないかと考えるのです。そういう思いで、まず1問目の質問をさせていただきます。

全国の知事会は、ことし7月、少子化非常事態宣言を出し、これは国の存亡にかかわる。直ちに若い世代が希望をかなえ、安心して結婚し、子育てのできる環境整備に向けて、国、地方はもとより、地域社会や企業などが世代を超えて協力し、子育てをともに支え合う手立てを早急に講じなければならないと述べています。

また、少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン政策集で、少子化の要因として「1. 非正規雇用の増加や恒常的な長時間労働は、結婚、出産、子育ての大きな制約要因である。2. 理想とする子供の数を養育できない大きな要因として、子育て、教育費の過大な負担が影響している。」と述べています。

アメリカの労働経済学者ヘックマンの研究によって、大人になってからの生活の質を上げるためには、就学前教育が最も有効であるという結果が出されました。どのような教育投資をすれば、効果的に所得や労働生産を上げることができるのか、研究をした結果、子供たちが将来、経済状態や生活の質を高めるには、幼少期の教育が重要であるということが証明されたのです。そして、その幼少期の教育は、知的なことを教え込むということではなく、さまざまな経験をし、感じ、考える力を養う教育です。

まずは、お父さん、お母さんに、そして回りの人々に愛されることが基本です。そしていろいろなことで楽しいことを見つけ、やりたいことを見つけ、今できなくても、きっとできるようになる、なりたい、という希望を持ち、そんな自分を好きで、回りのみんなも好き。そんな子供を育てることこそが大切なのです。町長さんや各課長さんの今があるのは、その御両親の愛と教育もそうでしょうが、保育所に通い、きちんとした幼児教育が行われた結果と言えるのではないのでしょうか。

町長は、子育て支援をしていくということで、中学生までの医療費無料化を実現されました。たくさんのお母さんから、とてもうれしい、感謝しているとの声が上がっています。しかし、それで十分ではありません。先日、南国市も、中学生までの医療費無料化に踏み切ることが報道されました。中学生までの医療費無料化は、もうほとんどの市町村で実施されており、佐川町が子育て支援に特化しているとは言えないのです。

では、町長さんは、今後どのような子育て支援を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。子育て支援に特化した佐川町をつくるという、そこまでのことは考えておりません。1つの重要な施策として子育て支援は当然考えておりますが、特化をするというところまでは考えておりませんので、御理解をいただければというふうに思います。

財政的な支援に関しては、今後、国の大切な施策として、人口減少対策、これ、具体的にどう取り組んでいくかということ、今後、地方創生も絡めて具体的な案を出してくると思います。財政的な支援に関して各自治体によって差が大きくなるということは、この国のありようとして考えたときには、余りよくないのではないかなあということ、私は個人的に思っております。ですから、財政的支援につきましては、国の今後の動向をにらんで、佐川町として国、県に、方針に沿ってどういう手を打っていくかということ、慎重に考えていきたいというふうに思います。

あと財政的な支援だけではなく、子供を産み育てる環境、人のつながりの中での子育てがしやすいまちづくりということは、とても大切だというふうに思っております。ボランティアでやっていただ

ける方、またペイドボランティア、少しの費用でボランティア活動として子育ての支援をしていただける組織もあります。地域で子供を産み育てる、そういうまちづくり、人のつながりが前向きに感じられる生き生きとした町を、皆さんと一緒につくっていききたいというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

子育てがしやすいまちづくりを目指していくということだと思いますが、特に財政的支援が佐川町だけが特化するというような意思はないというふうに受け取りました。最近発表された子供の貧困率は、16.3%。1人親家庭では54.6%となっており、過去最も高い値です。若年層の貧困率も高くなっております。貧困ゆえに必要な教育ができなければ、貧困の連鎖が起こります。

高知県内では、ことしから、高知市が同時入所の第2子の保育料を無料にするということが話題になりました。対象人数は、約1万1,500人で予算は2億円くらいです。佐川町では、同時入所の第2子以降を対象として無料にした場合、人数はどれくらいで、必要予算はどれくらいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほど議員おっしゃられたように、高知市が年度から第2子以降、同時入所の場合の保育料無料化ということで話題になっております。私どものほうも、いろいろ保育料の軽減策について、今まで、さまざまところで議論があったということも踏まえまして、一定の試算をしております。その中でのですね、高知市のように第2子以降、これは同時入所ということですが、保育料を無料化とした場合に、ちょっと人数はですね、押さえてはおりませんが、概算でですね、1,450万円程度、今現時点での佐川町の児童、入所児童に対して試算をした場合、そのような財源が必要であるという試算を持っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

では、もう1点。多子世帯の保育料軽減で、第3子の3歳未満児までの保育料が無料になっています。しかし県内では、既に7市町村が、第3子の5歳児までの保育料無料化が実施されています。そのほかに、梶原町では、全員保育料無料。日高村では、国基準の概ね3分の2。津野町では2分の1の保育料に軽減されています。もし佐川町が、第3子の保育料を5歳児まで無料を延長実施した場合

は、どれくらいの予算が必要なのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。現在、県の補助事業を活用いたしまして、第3子以降ですが、3歳未満児の保育料無料化をやっております。これを、議員おっしゃられるように、年齢を、保育園を修了するまで、5歳児まで引き上げるとするならば、1年間で2,050万円程度の財源が必要であるというふうな試算があります。

2番（坂本玲子君）

もう1つお聞きします。来年度から実施される予定の、子供・子育て新システムで、佐川町でも新たに幼稚園、保育所の利用料の設定が必要になってきます。今議会でも、それに伴う条例案が出されています。佐川町の条例案は、子供たちの保育、教育の質を落とさないよう、非常に配慮されていて、素晴らしいと思いました。

ところが、例えば、90人定員、加算率12%で、保育所や幼稚園での国の示した4歳児の公定価格、いわゆる必要経費ですが、は幼稚園で4万4,695円。保育所短時間で4万4,150円。標準時間で4万9,240円となっています。ところが、国の示した利用料のほうは、同じ所得でも幼稚園のほうが格安になっていて、最高額が、幼稚園では2万5,700円。保育所では10万以上となっています。

もちろん公定価格以上には取れないわけですので、保育所は4万4,000円から4万9,000円となるわけですが、公定価格がほとんど変わらないのに、2万円以上支出の差が出てくるわけですね。これについては、健康福祉課長どう思いますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。具体的な、この公定価格についての、幼稚園それから保育所等の比較を行ったわけではございませんので、なかなか言い切れない部分がありますけれども、基本的には、幼稚園、保育所、それぞれの運営体系が違うというふうに思われますので、その公定価格の試算の部分については、やはりそれぞれの試算に基づくということで、比較というものはできないのではないかなというふうに考えております。

2番（坂本玲子君）

運営体系が違って、同じような所得の方が、同じような必要経費の場合、同じように払うっていうのは、大体、普通考えるところだと思うんです。例えば、この矛盾をなくすには、3歳以上児の保

育料の最高額を、例えば2万5,700円にするとか、保育所ではちょっと事情が違うので、必要経費が違うと思いますので、例えば3万円くらいにするとか、そういうふうにした場合に、佐川町は、どれくらい予算が必要になるでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。そういった試算を今行っておりませんので、お答えができません。

2番（坂本玲子君）

さまざまなそういう同じ子供たち、佐川町に住む子供たちであり、同じ収入があっても、そういう違いがあるというたくさんの矛盾が存在します。そして保育料の軽減は、子育て中の保護者にとって切実な問題です。最初に述べましたように、教育投資の費用対効果は、就学前でこそ発揮されます。また佐川町の子育てアンケートによると、若い親たちが子育て環境充実のために必要な支援策を聞いたところ、子育てに関する費用の軽減を望む人が36.4%、保育所の充実を望む人が28.6%います。この声に応えるべく、町が何らかの子育て支援策を打ち出すのは、必要不可欠だと思います。町長は、どういう形でこの声に応えるのか、ぜひ、お考えを聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。財政的な支援につきましては、国の今後の施策動向を見きわめた上で、町として考えていきたい、いうふうに思います。

財政的な支援だけが、子供の健全な育成、教育力の向上というものにつながっていくとばかりは言えないと思います。ですから、例えば町営の保育所であれば、保育の先生の研修、人間的な資質・教育力の向上、そういうことを求めながら、保育の中での教育力、保育力の向上を図っていく、それが子供たちの幸せにつながっていくということも考えられますので、多面的な支援の仕方、子供たちの保育、教育の仕方を町としては考えていく必要があると考えています。

2番（坂本玲子君）

私はですね、少なくとも佐川町で子育てするお母さんやお父さんが、保育所に行こうと幼稚園に行こうと、同じような利用料で決められるべきではないかと。また、国の方針では、女性の社会進出を

必要なものと考えています。それなのに、夫婦二人で必死に働いて社会貢献している夫婦は、保育所に子供を託するしかありません。それが同じ収入で必要経費が余り変わらないのに、幼稚園に預ける方が安いなんていうのは、おかしいことだと。ぜひ、まだそういうことが決定されていませんので、そのへんも検討をされて、十分、不利益にならないようにしていただきたいと思います。

実は、子育てに特化してというのは、私は自分の考えですけれども、佐川町にはたくさんの人たちに移住していただきたい。できたら若い人たちに多く来ていただけたら、佐川町の未来がもっと明るくなるんじゃないかなと。そのためには、子育てしやすいまちづくりが非常に大事である。財政的負担も含めて、ほかの市町村でもいろんな施策を打ち出しています。佐川町だけは、国基準のままというのではなくて、佐川町独自で何ができるのか、この程度やったらできるとか、いろんな基金もたくさんありますので、そのへん、貯めることだけではなくて、どう有効に使うことが大事かをぜひ考えていただきたいと思います。

2 問目に移ります。

臨時職員の賃金の基準づくりについてお聞きしたいと思います。佐川町では、正規職員が少ないとずっと以前から言われています。現に、高知県下で、住民 1,000 人当たりの職員数を比較すると、極端に少ない状態です。一般行政部門と教育部門の職員数で比べてみますと、例えば黒潮町では、人口は佐川町より少し少ないですが、職員数は 186 名。平成 24 年度です。佐川町の人口の約半分の、人口が平成 22 年で国勢調査で 6,500 人の越知町では職員数が 98 名で佐川町とほぼ同等ぐらいの人数がいます。

昔、ある佐川の町長さんが「正職を雇わず臨時を雇ったから佐川町に貯金ができただ」と言っていました。では、今の佐川町で臨時職員はどれくらいいますか。過去 5 年間ではどうですか。お答え願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。平成 21 年からのデータがございますので、順次言わせてもらいますと、平成 21 年には 81 名。22 年には 97 名。23 年には 97 名。24 年には 94 名。25 年には 108 名。現 26 年には 114 名。大体 100 名前後推移をしております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

本当にたくさんの臨時さんを雇用していますが、それは業務上必要だから雇用しているんですか。

総務課長（横山覚君）

当然、業務上必要になりますので雇用いたしております。

2 番（坂本玲子君）

長期に必要な職員は、正規に雇用するのが基本です。本来なら正職を増やすべきではありますが、正職の人数に関しては、別の機会にお伺いすることとします。

角度を変えて質問します。正規職員の賃金、初任給はどういうことで決めていますか。ある意味、生活給の意味合いが大きいと思います。国が基準を決めるのには、地域の平均的な給料を鑑み、さらに生活を維持していくのに、また文化的な生活を送るのにこの程度は必要だろうと考えているのだと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。正職員の初任給の決め方でございますけれども、これは、佐川町におきましては、佐川町一般職の職員の給与に関する条例第4条によりまして、職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則に基づいて決めております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

その規則で決めているということは、佐川町がそれを正当であると認め決定しているのだと思います。それならば、その考え方は、例えば臨時職員を雇う場合でも適用すべきではないかと思っておりますが、今、臨時職員の日給は、どういう基準で決めているのでしょうか。

佐川町での臨時職員の賃金は、事務職補助で、1 日日給 6,500 円となっています。臨時職員の賃金は、職種によってさまざまですが、11 か 12 くらいの賃金に分かれています。一番高いのは看護師の 1 万 1,000 円。一番安いのは事務職補助で 6,500 円になっています。大体大概の人は高校卒業程度の能力があります。一体どうやって臨時職の賃金を決めていたのか、お答えをお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。当町の臨時職員の賃金でございますが、その額の決め方につきましては、町の業務の状況、またその時々の見直し、それから要望等を考慮いたしまして、また近隣町村の賃金の単価を参考として決めさせていただいておりますが、そういう 1 つの

基準といいますよりも、その時々状況も含めまして、近隣も参考にいたしまして決めたのが今の状況でございます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

近隣町村の賃金と比較して、それと同等にするということですか。回りの町村を参考にすることも大切ですが、それのみで正当性を主張するのはどうかと思います。近隣町村と比較して同じにするなら、職員数も考えなくてははいけません。条件の悪い部分、賃金は近隣町村に倣い、近隣町村がいい部分、職員数なんかでは無視するというのはおかしいと思います。

むしろ、佐川町では職員数の少なさを臨時職員によって補ってもらっているという認識のもとに、佐川独自で臨時職員の賃金を決めていく、臨時で働いてくれている人の生活を守るという姿勢を持ってもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。臨時職員の適性賃金の基準というふうなことも言われておりますけれども、このたびの御質問がありました中でも、高知県下の町村に臨時職員賃金額の決定の根拠につきまして、ちょっと調べてみました。特に基準は持っていないという町村もございますけれども、多くの町村では、初任給の基準額を1カ月の平均、要勤務日数21日で除して決定している、または先ほども言いましたけれども、近隣の市町村の単価を参考に決定している、などの町村が多数を占めているところでございます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

長期に雇用する必要性のある職場、資格が必要な職場があります。本来は、必要である人員を雇わずに臨時職員または嘱託職員にしている部署です。放課後児童クラブや教室、保育所、遊学館の指導員、あゆむ会のコーディネーター、たくさんあります。しかし、必要数変動する職場があり、また職員定数もあり、全てを雇うわけにはいかないと思います。

佐川町の資格が必要な臨時職員の賃金で考えてみます。例えば、准看護師が8,500円。資格としては国家資格ではありません。ところが保育士は国家資格ですが、日給は7,400円です。保健師は看護師と同じ国家資格で同等の就学が必要ですが、日給は看護師1万1,000円。保健師9,000円です。同じ調理員でも学校と病院では300円の差があります。看護師補助には資格は必要ありませんが、6,900

円です。同じような資格で賃金差がある。これは何でなのか、教えてください。

総務課長（横山覚君）

すいません、もう一度。

2 番（坂本玲子君）

同じような、資格を取るのに必要な学習が必要な場合でも賃金の格差があると。その理由は何なのかなということをお聞きしました。

総務課長（横山覚君）

同じような資格でも賃金に格差があるという現実があるわけですが、その給与の、賃金の決め方が、今、議員もおっしゃられたようなその統一した基準によって算出がすぐできる、基礎がちゃんとあってできるというような形ではなくて、今までもその近隣市町村の単価を参考にしたり、その時点、時点で、賃金の額を決めたこともあったようでございまして、ちょっとそこらへんは詳しくわからないところですが、ちょっと差ができています。

2 番（坂本玲子君）

今まで、そういうふうな決め方をされていたと。実はですね、私は、町としては一定の基準をつくり、例えば短期雇用の場合はこうとか、長期に必要な場合はこうとか、資格があれば、基準に上乘せをするとか、経験によっても考慮すると。そういうふうなきちんとした基準が必要ではないかなと思うのです。

例えば、資格が必要な多くの部署では、その人集めに苦労しています。前回の議会で、放課後児童クラブの件でしましたときにも、なかなか人がいなくて苦労をされておるということを知りました。また保育所ではここ 20 年くらい、半数以上が臨時職員であるという現実があります。同じようにクラスを担任し、大切な幼児期の子供たちの保育教育に携わってくれています。それでも、資格を持っていても、一人前になるにはなかなかです。やっぱり経験がものを言います。やっぱり経験によっても賃金の差が出てくるべきではないかなと。

同様のことが、町民の暮らしを守る保健師や看護師にも言えると思います。あゆむ会のコーディネーターも町民一人一人の現状を知ってサポートするのですから、非常に経験や知識が大事です。例え

ば、保育士ならせめて短大卒の初任給程度の日給、私は、大体 20 日、年間を通すと大体 20 日ぐらいですので、20 で割りました。初任給を。で割ると 7,735 円になります。しかし正職の場合は、ボーナスがありますので、そのボーナスを含めて 1 日当たりの平均賃金を出しますと、1 万 216 円になります。最低でもですね、そういう短大卒あたりの資格が必要な場合は、そこを基本として、経験によってボーナス込みくらいまで上げていくと。そういうふうなことが必要じゃないかなと思っています。

そこで提案したいと思います。消費税が上がりました。来年はさらに上がることが予想されます。臨時職員の賃金も増額していただきたいと思います。先ほど言いましたように、佐川町の職員の初任給を基礎として臨時職の賃金の基本を決めるべきではないかと。また、長期に雇用が必要な部署、資格が必要な部署については、最低でもその資格を取るのに必要な学歴の正規職員の初任給程度は支払う。また経験年数によって、その賃金を上げていくことが必要だと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。議員のおっしゃいます基準単価づくり、これは非常に大事なことだというふうに認識をしております。この県下の町村を調べるときにですね、同じく初任給について、21 日もしくは 20 日で除してですね、単価を出した場合、保健師から保育士、一般事務、等については、その基準よりもちょっと高めにあったり、もしくは低めにあたりということがございますが、大体、そこに、平均をされているような、その近くにあるのが現実でございます。

しかしながら、なかなかその経験を踏まえるとかいうのは、なかなか難しいところがございます、複雑なところも必要ございます。ですから、今後適切な基準づくりプラスに、そういう経験的なものも含めたようなものをどういうふうにして積算をしていくのかを、ちょっと研究もさしてもらいたいと思います。

また、基準づくりをもととしましてする場合にもですね、今の臨時職員を必要とする事業の状況とか、また当然、近隣市町村のバランスもございますので、やはりもうちょっと、これは課題として研究さしてもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、明確な基準をつくっていただいて、佐川町で働きや

すいような条件もつくっていただきたいと思います。

では、3問目に移ります。

空き家対策について、お伺いいたします。最近の発表では、全国で空き家は増え続け、今は8軒に1軒が空き家になっています。適切に管理されず、壊れて、通行人にけがをさせたり、放火される恐れがあるなど、空き家問題が社会問題化されています。

さらに空き家は増え続け、将来的には20%を越えると予想されています。そこで、佐川町ではどの程度空き家があるのか、調査されていますでしょうか。佐川町には空き家が何軒あり、その中で危険と認識される家屋はどれくらいあるのか、お伺いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、空き家の状況につきましては、平成22年度に、高知県が佐川町内の空き家調査を実施しております。それによりますと、空き家は町内ですね39軒あり、うち売買もしくは賃貸をしてもいいという空き家は1軒であったという結果が報告されております。

その後、調査はできていない状況ではありますが、空き家となっている住宅は、議員のおっしゃるようになっています。

しかしながらですね、住宅に関しましては、やっぱり知らない人に貸すのは不安とか、改修してまでは貸せないといった声が依然多く、空き家の活用方法とかが進んでいないのが現状であります。

それと、危険住宅ですかね、の調査につきましては、私のほうからはちょっとまだ。ほかの課に答えていただくというようになると思いますので、よろしくお願ひします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。お答えいたします。危険住宅につきましては、こういった具体的な調査はしておりませんので、把握をしてございません。ただ、この、県が調査しましたとき、産業建設課が関係してございましたが、この39軒の中には、危険といえるようなものはなかったというふうに認識してございます。

2番（坂本玲子君）

39軒で、予想よりもずいぶん少ないので驚きましたが、現在はもっと多いのではないかなと私は認識しております。空き家に対して、全国では355の自治体で条例をつくり、さまざまな空き家対策事業

を実施しています。その中で、374の自治体が空き家バンクをつくっています。危険な空き家の取り壊しを行ったりしていますが、全国では184の自治体で強制撤去を含む条例を制定しています。

そういういろんな空き家のことですが、その取り壊しを行うだけではなく、積極的に活用して地域交流や活性化、福祉サービスの場合として利用したり、定住促進への支援に役立ったりしています。

ところが、私が見たところ、佐川町のホームページには空き家の情報はなかったように思います。今回の斗賀野の町営住宅新築には、25件の応募があったと聞いています。その他の町営住宅の募集にもたくさん応募があると聞いています。住民の多くの方は、安価で住みやすい住宅を欲しているのです。空き家がたくさんあるのであれば、それを有効活用したら、佐川町は住みやすい町に1歩近づくのではないのでしょうか。

一軒家で住みたいという若い世代にとっては、とてもいい話になるでしょうし、例えば、先ほど申しましたように、放課後子ども教室が、佐川小学校では場所の関係で実施されていません。その親や子供は、人数の多い学校に通っているというだけで大きな不利益を受けています。そういう解消にもなるかもしれません。

また、町は、サポートセンターをつくって、病児・病後児保育なども実施していきたいという方向があるとお伺いしましたが、そういう拠点にも利用できます。斗賀野で実施されている、あつたかふれあいセンターなどの拠点にもなり得ます。新しく施設をつくるよりもずっと安価で、かつ地域活性化にも役立つ。そのまま、空き家のまま放置してしましたら、家はあつという間に朽ち果てていきます。管理できなくて放置している空き家には、早急に何らかの手立が必要ではないのでしょうか。

国においても、国交省で空き家再生事業をやっていますし、一般社団法人移住・住みかえ支援機構では、マイホーム借り上げ制度を実施しています。今回の補正予算でも5件、空き家再生事業を使つての耐震化やリフォームがされるということをお聞きしました。

今、住む人がいなくて空き家になっている御家庭では、固定資産税の関係や取り壊し費用の関係で放置している御家庭もあるかと思えます。放置されている危険な空き家の取り壊しを勧め、まだ十分に利用できる家屋については、空き家再生事業を利用する。先ほど、チーム佐川の課長が言っていましたように、もし帰りたくなつたと

きに、すぐ返還してもらいたいので貸せないという御家庭には、マイホーム借り上げ制度などがあり、そうした心配を払拭しながら、家賃を保障してくれます。さまざまな施策を利用して、町としての空き家対策の方針を決めておくことは大切なことだと思います。

もちろん、町で全てやることは難しいと思いますが、しかし、放置家屋の所有者を明確にしたり、所有者の不安を取り除くためには、町の関与が必要だと考えます。町として、そういう、空き家に対して条例をつくって積極的な空き家有効活用などをしていただきたい、そういういろんな方針を決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、条例を策定するかどうかということ、今、研究をしております。いろいろな自治体の取り組みを読んでおりますが、条例つくったものの全く上手く機能していない自治体もあります。形骸化されているところもあります。主には、強制的に、行政として何かをすると、危険だから取り壊しをするという部分についての条例というのが多いように、私のほうでは勉強しておりますけども、佐川町としてどのような条例を制定したらいいかっていうことは、ちょっと今後研究をして検討していきたいなあというふうには思っております。

空き家対策にしましても、なかなか、これまで調査はされてきましたが、具体的にどうするんだということが手を打ててなかった実情もあります。私、去年、昨年、10月から仕事をさせていただいておりますが、全て一気にというのはなかなか、マンパワー的にも難しくですね、優先順位を立てながら一つ一つ確実にやっつけていこうということで取り組んでおります。

それでも、空き家対策につきましては、この9月の補正で、5件の空き家再生事業ということで、補正予算を上げさせていただいております。県内でもそれに取り組んでいる自治体、まだ数少ない自治体でありますので、町の姿勢としては、空き家の対策、活用、利用、危険を排除する、そのことに関しては前向きに取り組みを始めているという姿勢を感じていただいて、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

2番（坂本玲子君）

本当に、佐川町でそういう取り組みが行われ始めたということは、

力強いお話ですが、まだ大きな問題になっていない、そんな状況のときだからこそ、これから佐川町がどうするかという方針を決めて、それが地域づくりの活性化にも役に立つような、そんなことを目指しながらやっていただきたいと思います。

次、国保税についてお伺いしたいと思います。3月議会で国保税について質問をしました。その件で多くの町民の方より「収入は少ないのに、何で国保税がこんなに高いのかわからなかったが、資産割があったのか」という声をたくさん聞きました。

質問に対し、町民課長は、最近の国保被保険者は無職とか低所得者層の方が多くなっており、資産の保有が担税力を表していない。収益を生んでいない資産に対しての賦課には抵抗感がある。また、町外の固定資産には課税されない。後期高齢者医療と介護保険、その他の医療保険には資産割がない。固定資産税の二重課税的な感覚にとらわれるなど、多くの問題があるとして、資産割を廃止するとか、標準割合に戻すと他の税率にどれくらい影響があるか検討、分析して、基本的には資産割がなくなっていく、減っていくという状況も踏まえて検討するとの答弁でした。

それから半年ぐらいたちますが、どういう試算検討をして、次の国保の運営協議会に諮るつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。先ほど、坂本議員がおっしゃられましたとおり、3月議会の定例会におきまして、前町民課長のほうから、先ほど坂本議員がおっしゃられたような回答をさせていただきます。

町民課のほうにおきましては、来年度の国保税率の検討のため、現在、試算の作業を行っております。その試算の作業の内容についてでありますけれど、来年度、再来年度の医療給付費等の見込み総額等の試算を行いまして、それで国保税がどのくらい必要であるかということを見ていこうと思っております。

その総額等を負担するために必要な税率等の試算は、税務課のほうで行っていただくように考えております。この試算のほうにつきましては、4方式の標準割合と3方式の標準割合で行うように考えております。そしてこの試算の内容を国保運営協議会のほうにお示しさせていただくように考えております。

国保運営協議会のほうにおきましては、現在のところ、9月の下旬ごろから検討を行っていただき、来年の3月議会の定例会のほうに、国保税条例の一部改正のほうを提案させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。両方を試算をして、どういうふうにするか、国保運営協議会で検討をするというお返事だったと理解しました。その場合は、賦課総額に占める資産割の基準は、例えば、基準は10%となっているのに、平成23年度の佐川町の医療保険における資産割は15%、応能負担割は51%、後期高齢者支援金課税に関しては、資産割は何と23%にもなっています。そして応能負担割が77%と高くなっているのも特徴です。

まずはですね、この応能負担、応益負担を適正にやっていくと、もとの10%以内に改善し、さらに資産割をなくす方向で検討すべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

町民課長（麻田正志君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。まずは、佐川町の国保の今の現状から考えまして、歳入から歳出を引いた残りの部分について赤字状態であるという現実がございます。その赤字状態を改正するために、どのようなことをしていくかというような中で、今、坂本議員がおっしゃられたような方式の割合の検討に入ると思います。その4方式、3方式の標準割合を検討するに当たっては、やはり、通常は、坂本議員先ほどおっしゃられましたように、標準割合でその試算を行っていくというふうに考えております。

2番（坂本玲子君）

国保はですね、加入者の年齢層が高くて、本当に医療費が健保の倍近くかかっています。国保の方々を国がもっと手厚くサポートできるような施策も必要だと思います。

まずは、町がその今のおかしい現状を改善するためにやっていただきたいし、それから、国に対しても、ぜひ、住民は保険を選ぶことができません。例えば、共済組合だったら、大体所得の5%くらいが平均になっています。

国の試算では、保険料の負担率が国保で1人当たり9.7%という計算になっていますが、実際的には、その収入の2割近くになっているのではないかなと。で、2割近くなりますと、その国保だけで2

割近く払うと。それへまだ年金の分を払わなければいけない。いろんな、低所得でも、負担が増えます。

そういうふうには、本当に少ない所得の中から、いろんなことを引かれることによって、町民の方の3分の1が加入しているんですけども、ほんとに生活できなくなってくるんじゃないかと。そういう意味では、きちっと税を払えるような額にしていくために、ぜひ、国に対しても、県に対しても、そういう国保の方々への、もうちょっと手厚い、改善できるような手立てをお願いしたいと思いますが、町長さん、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。個々の運営に関しても、県で一元化して運営していくのかどうか、ほぼその方向性だと思いますが、国のほうもいろいろ考えて、国保税に関する取り組みをしております。全国の町村会でも、国保税のことにっては取り上げられてきておりますので、もう恐らく、ここ2、3年の間には、1つの区切りがついて、国として方針が出ると思います。それをまず見きわめながら、国保税のあり方、町として何か行動をとるべきことがあれば、とりたいたとは思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひですね、町民も、全ての国民もそうですけれども、少なくとも佐川の町の方々がほんとに安心して病院にかかれる、安心して生活できるような、そういう基盤づくりを、町として推し進めていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

これで、食事のために1時30分まで休憩します。

休憩　　午前11時52分

再開　　午後1時30分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

森議員の一般質問の前に、執行部から、午前中、松浦議員が行った質問の答弁の内容について、修正の申し出がありますので、発言

を許します。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の一般質問の中で、地域包括ケアシステムの項目の中で、日常圏域ニーズ調査の方法について、回答されたお名前は記入しない形で行った旨の答弁をいたしましたけれども、確認しましたところ、実際には、回答された方のお名前を記入する形式で調査を行っておりますので、おわびして修正をいたします。申しわけございませんでした。

議長（藤原健祐君）

引き続き、4番、森正彦君の発言を許します。

4番（森正彦君）

4番議員の森です。通告に従い質問させていただきます。まず最初に、災害対策についてお伺いいたします。

先の台風12号、11号は、記録的な大雨をもたらしました。私どもの斗賀野地区でも昭和50年の豪雨以来とも言える激しきで、周りが見えなくなるほどで、薄暗いような状態で行っていました。雨はものすごい激しきで降り、田と田という田から滝のように水が落ち、道という道は、まるで激流となっており、当町でも死者の出た50年同様の災害が出るのではないかと、恐ろしく、身が縮む思いで行っていました。

12号のこの記録的な豪雨、8月2日は296.5ミリ、8月3日は491.5ミリ、2日の合計は788ミリ。これは観測史上、初。新記録のようであります。この50年の災害、斗賀野地区では、傾斜の崩壊や土砂崩れはなかったものの、河川からは水があふれ、斗賀野平野を水浸しにし、床下にも浸水しました。また、水が引くと、河川の堤防は、あちこち崩壊し、田畑には、土石や流木が流れ込んでいました。もちろん、えぐり取られた田畑も多数ありました。この50年の台風5号災害を思い起こし、これは大変なことになるぞと、本当に恐ろしい思いでした。

そして、その後、動きが遅かった台風11号は、8月8日から10日の3日間に555ミリの大雨をもたらしています。この台風11号、強力な台風の11号、この直撃に関しましては、いい加減水を含んだ山が崩壊しないかと、これも本当に心配しました。

この2つの台風の被害は、大きなものでは、勝森山からの土石流の発生と、国道494号線の崩壊、ほかにも家の近くの崖や水路の崩

壊等はありませんでしたが、人に対する被害はなく、家屋への被害も少なかったようでありまして、斗賀野の平地部も大した冠水状態とはならず、5号災害のときとは大きく違っていました。

これは、50年の災害以来、昭和50年の災害以来、河川改修が進んだたまものだと思います。黒岩地区や加茂地区の浸水はありましたが、大災害とはならず、本町のことについてはほっと安心、胸をなでおろしました。佐川町は、雨の多い地域でありますので、今までの関係者の御努力によりまして、豪雨災害には強い町ができているから強靱化が図られているかなと思います。

先ほど、河川のことを、河川の強靱化、洪水にはかなり強くなっているなということも申し上げましたが、急傾斜地の崖崩れの対策、こういったものもずーっと進んできておりまして、そういったことで家の裏の崖なんかも崩れなかったんじゃないかなということも思ったわけでございます。

そして、ハード面だけではなく、ソフトの面につきましても、役場のほうの皆さんの御努力がありまして、第4配備までいったわけですけれども、これは緊急非常体制、ということのようですが、この最高の配備までいき、さらには、町長自身の避難勧告もあり、そういったことについて、町民は強い危機感を持って対処できた部分もあるかと思えます。

前後しますけれども、災害対策本部、この設置は、夜中の1時。そして職員の招集、この第4次配備は午前7時、この時期には、時間雨量が50ミリを上回っているような激しい雨でございます。そういったときに、職員の皆さんが出てきてくださいますので、町民のために働いてくれたということに関しましても、ありがたく感謝を申し上げますところでございます。

台風災害は、紙一重の部分がありますので、よい評価ばかりはしておられないと思いますけれども、この程度で済んだということは、ほんとはよかったと思います。佐川町は、人身に関する被害もなく胸をなでおろしましたけれども、広島県では、豪雨災害で72人もの尊い命と大切な家屋が損壊しました。心から御冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、質問でございますが、この記録的な豪雨をもたらした台風12号、11号の来襲から得た教訓と、当町が今まで実施してきた災害対策の検証、そして、今後進めていかなければならない課題は何か

を、ハード、ソフトの両面からお伺いしたいと思います。よろしく
お願いします。

町長（堀見和道君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、8月の台風
12号、11号の教訓ということですが、これまで、異常だと言
われてきた、例えば雨の量、風の強さ、そういったものが、今の地
球環境においては、異常ではないんだと。それが、今の時代、当た
り前に起こり得るんだという視点で、防災をしっかりと考えなければ
いけないということをまず感じました。

2つの台風とも、夜中の豪雨でありました。広島における災害の
ときも、夜中の大雨でした。聞いたところによりますと、やはり夜
間、気温が下がって豪雨が降りやすい状況になっていくと。夜中の
1時から5時、ほんとに真っ暗な中での豪雨、そういうことに対し
て、やはり準備をしっかりとしなければいけないなど。その時間帯に
大雨が集中することがあるんだということを肝に銘じなければい
けないということが、やはり教訓としてあります。

あと、ハード面についても、これまで、予算の中で、着々とハー
ド整備をしてまいりましたが、これで万全と言い切れるものが
ない。また、老朽化した構造物もあります。橋梁の老朽化対策も含
めて、社会インフラ、公共インフラの耐久性も加味をした、考慮を
したハード面での対策もしっかりしなければいけないということが
教訓としてあります。

あと、これまで取り組んできた防災対策の検証ですが、今年度か
ら新しい防災マニュアルもスタートしまして、庁議のメンバー、幹
部のメンバーには、しっかりと目を通して、自分が何をしなければ
いけないかということを頭に入れて、実際、いざというときに、行
動を移せる準備をしておいていただきたいという話をしました。

短時間で大変な雨が降る。緊急性を要する。そこまでの準備がマ
ニュアルの中でも、少しできてなかったかもしれない。もしかする
と、今、晴れている状態で、1時間後、2時間後、急に1時間90ミ
リを超える豪雨が発生する、そういうことも起こり得るかもしれま
せん。そういった場合、緊急性に対応したしっかりとしたマニュアル
、行動計画を立てなければいけないなあということが、役場とし
ては反省といいますか、検証材料だなあというふうに感じておりま
す。

今後の対応につきましては、まず、もう一度、しっかりと行動計画をつくり上げる。こういう災害が発生する恐れがある場合に、誰が、どんな行動をとるのか、どの組織はどういう対応をしなければいけないのか、課の中で誰がその役割を担うのか、情報収集は誰がやるのか、事前に決められることはしっかり決めて対応していく、そのことをつくり上げたいと。

大豊町では、高知県の中で、初めてタイムラインというものを国の指導も仰ぎながらつくっていくという話を聞いております。なかなか難しいことではありますけども、そこまでのきめの細かいタイムラインを、まだ佐川町ではつくることは難しいと考えておりますが、ある程度の時間、軸の中で、どういう順番で、どんな行動をとらなければいけないか、そういうことをしっかりと考えていきたいと思っております。

あとは、やはり、どんな災害においても自分の命は自分で守る。そのことがまず基本になると思います。そのことを、佐川町の町民の皆さんにも再度、改めて伝えさせていただいて、自主防災組織の中で、それぞれの地域で大雨が降った場合、台風がきた場合、どういう行動をとるのか、避難に関してはどうするのか、それを、地域性がありますので、それぞれの自主防災組織において、考えていただく。その啓蒙活動を、行政としてしっかり取り組んでいきたい。各自主防災組織の方々、チームの皆さんと、しっかりコミュニケーションを取って、その地域ならではの防災計画、防災にかかわる行動計画、そういうものをつくり上げていきたい、いうふうに考えております。

以上が、今回の台風による教訓と、検証と今後に向けた取り組みということになります。以上です。

4 番（森正彦君）

そうですね。台風の性質により、微妙な関係で、被害の関係もいろいろ違ってくるかとも思います。とにかく大雨に対しては、私は、ほんと先ほど言いましたが、河川改修の成果があらわれていることは確かだと思います。

しかし、それでも黒岩地区についてはですね、水没したということもあります。一部でございしますが。これは現在進めている柳瀬川の早期改修に努めなければならないと思いますし、それから、道路については、国道 33 号線の冠水による通行止め、で、こういったこ

とがありまして、一部孤立した地区もあったんじゃないかと思われ
ます。一時的にせよ、救急患者の救出等は課題ではないかとも思
います。

道路で困ったのは、国道 494 号線の須崎市との境界付近の路肩の
陥没ですね、須崎市方面への通行が遮断されたことです。それ
によってですね、通勤者とか、あるいは荷物を運ぶ人、運ぶ者、そ
ういった人たちが土佐市経由でいかなければならなくなり、かなり
の時間と燃料を浪費したということになり、いろんな物流面でも打撃
を受けました。

この 494 号線、改良工事を実施していますが、完成は、まだまだ
ずっと先のようなのですが、今回の崩壊により、その重要性が改めて認
識されたところであります。

そこで質問でございますが、この国道 494 号線、これを地域経済
や南海大地震、津波の災害時には大変重要な路線であります。しか
し、佐川町側は道幅が狭く、急峻で崩壊しやすく、また落石の危険
もあります。そこで、特に脆弱な部分、佐川町側の改良工事の早期
完成を関係町村とともに今まで以上に強く国へ働きかけるべきだ
と思っておりますが、具体的な方法を含めてお伺いしたいと思
います。

産業建設課長（渡辺公平君）

森議員から、国道 494 号線改良工事、早期完成運動強化という御
質問いただきました。御質問のとおり、台風 12 号、11 号によりま
して、8 月 3 日から 8 月 13 日全面通行止めになりました。現在で
も片側通行、片側交互通行が続いております。

多くの通勤者、通院者、買い物客、またセメント工場への原料供
給の大型車両、こういった非常に多くの車両が通っておりまして、
10 日間の通行止め、この間といえども、生活面、経済面への影響と
いうものは、はかり知れない。国道 494 号の重要性というものを改
めて認識したところでございました。

さて、この 8 月 24 日に須崎市で開催されました、須崎市と佐川
町でつくる国道 494 号佐川吾桑バイパス整備促進協議会というもの
がございます。この総会を当日開催いたしまして、国会議員の先生
みずから、あるいは秘書の方、あるいは県議会議員の先生方、県関
係者にお集まりいただきまして、総会が開催されました。今後、須
崎市と連携を取りながら、県、あるいは国土交通省のほうへ要望活
動を連携して実施していくようにしております。さらに、災害復旧

の早期完成、494号の改良促進ということで、両市町で手を携えながら、取り組んでいくようにしております。

また、一方では、8月の23日の土曜日に、山本有二代議員が現場にお集まりいただきまして、両市町、須崎市長、佐川町長が集まり、また、県の関係者も集まり、要望をしたところであります。

さらに、これは愛媛県と高知県の関係自治体でつくります国道494号整備期成同盟会というのがございます。これは本年度から会長は須崎市長がなり、また高知県側の副会長には佐川町長が就任しました。先ほどの須崎市との協議会とあわせて、一緒になって連携をさらに強化して、災害の早期復旧、あるいは494号佐川吾桑バイパスの早期完成に向けて、一層、要望活動等、努力していきたいと考えておる次第であります。

4番（森正彦君）

この国道494号線、本町にとっては、生活経済の大動脈の1つであるということをお願いしまして、それから、大災害時の緊急輸送道路であるということ、このあたりをですね、今まで以上に強く国のほうへ要望していただくと。国会議員、代議員の先生にもお会いして強く訴えてくれたようでございますが、ほんとに、今までとは違うんだよと。これは非常に大事な道路だということをお願いしていただきたいと思います。

この494、現在、仮設的な道路、鉄板を敷いてやっておりますが、あれもこのままでは危険じゃないかと思うんですが、そのあたりは、今後どのような対策を取られるのか、そのときに話がなかったのか、お伺いしたいと思います。

仮設道のままで、ずーっといくのか、もっと頑丈な、例えば、山際にもっと道を掘ってやるのか、あるいは早急に頑丈な工事をするのか、そのあたりです。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。私、聞いておるのは、現在、山側のほうにあるのは、あれ仮設道路ですね。緊急に片側通行でも通らせてもらえるように、ああいう工法をとられております。ああいうのを、仮設道路使いながら、路側が、前が吹っ飛んでおりますので、あれの改良復旧をしていかないけません。それがまず第一の現道の復旧工事になってきます。その下側には、新たなバイパス、494のバイパスが工事施工中でございました。これは、継続して、これは災害に

はなっていないので、これは継続して早期に通行できるように、両方一緒になって進めていただきたいというような要望をさせていただきます。

町長（堀見和道君）

補足説明をさせていただきます。一緒にとという話ありましたが、まずは、現道が崩れないように、しっかり工事をします。それができあがってから、下のバイパスの工事のほうに着手をしていくと。そうしないと、下で作業をしているときに、上からまた斜面が崩落したら危険ですので、まずは、現道をしっかりと直す。それができて下のバイパスを工事をしていくと、いう順番で考えているということとを土木事務所の越知事務所のほうから確認をしています。以上です。

4 番（森正彦君）

その現状の復旧については、災害対策ですので、当然、その 14 年度ですか、の工事になりそうでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

本年度の工事と、災害復旧ということで、県のほうは国のほうに要望をして予算取りをして実行していただけるものと認識しております。

4 番（森正彦君）

了解でございます。より早い復旧を願うものでございます。

この 494 号線、通行できなくて大変不自由したわけですが、通行できないということは、ほんとに不便というか、機能が麻痺してしまう。もっと大事なことですね、先ほど、町長からもお話がございましたけれども、その橋梁、老朽化した橋梁の問題でございますが、この役場に入る佐川橋、これは耐震化ができてないということで、以前、議会でも指摘しました。ここには、災害対策本部がありますので、非常に重要な橋でございます。これは工事をするとということになっておるようですが、この完成時期はいつなのか、それと、佐川町にはですね、耐震化ができてない長寿命化の必要のある主要な橋梁がいくつかあると思いますが、その長寿命化の必要のある主要な橋梁の耐震化工事の見通しをお聞きしたいと思います。お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。まず、役場前にございます佐川橋、この耐震化工事の完成時期でございますが、本年度末を予定してございま

す。前の春日川、これは県河川でございます。河川の占用許可をいただくと。それから工事になるわけですが、占用許可がおりののは、濁水期に当たります 11 月から 2 月、この 4 カ月のみになっております。そういう関係から、完成時期は、どうしても年度末になるところでございます。

それから、町道の、橋梁の長寿命化でございますが、昨年度に、橋梁長寿命化修繕計画というものを立ててございます。そして、本年度には、柳瀬橋ほか 4 橋の詳細設計を実施してございます。そして、次年度、来年度に工事の着手というような予定をしてございます。

4 番（森正彦君）

柳瀬川橋ほか 4 橋、ほかの 4 橋の場所をお願いしたいと思います。産業建設課長（渡辺公平君）

柳瀬橋ですね。柳瀬橋、尾川橋、新由留岐橋、などとなっております。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。柳瀬川橋と柳瀬橋と 2 つあるということがわかりました。そういったことで、災害対策、順次進めていただきたいと思います。

それで、ちょっと戻りますが、先ほど町長がですね、タイムラインのことに触れられました。私も新聞で見たんですが、長岡郡大豊町は、近く台風接近が想定される場合の事前対応を細かく定めた事前防災行動計画、これをタイムラインということらしいですが、これを着手するとあります。

佐川町、地域防災計画ができて、見直しができております。その中に、計画の見直しという項目があります。このタイムライン、この地域防災計画の一部見直しでできるような内容なのか、私も全然まだ、最近、これを聞いたのが最近ですので、よう調べてはおりませんが、地域防災計画の見直しで可能な程度のものかどうかをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現計画の簡単な見直しでできるものではないというふうに理解をしております。今回の災害対策で、現在の防災計画の見直しをしたほうがいいねという話をしている部分も現実的にあります。しかし、タイムラインに関しては、新しく

また、防災計画対応マニュアルを新しくつくり上げるという部分になってこようかと思っておりますので、簡単な見直しということでは済まないというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

この計画の見直しと、私、言いましたけれども、計画の修正ということで、この防災計画に載っております。その修正ということに関しましてはね、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、佐川町防災会議に諮り修正するとありますので、一部の修正は、先ほど町長が言われたように、この中でやっていくと。タイムラインというのはまた別物であると、こういうことでよろしいでしょうか。

町長（堀見和道君）

先ほどのお答えで答えになってると思いますけども、見直しはしていかなければいけないものはします。佐川町としてタイムラインをつくらなければいけないという判断をした場合は、しっかりとタイムラインをつくるということをもって、防災計画の見直しをします。以上です。

4 番（森正彦君）

どうもありがとうございました。確認をしながらやらしていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、斗賀野地区の勝森山の土石流について、お伺いたします。斗賀野の南部に位置する勝森山ですが、ここは須崎鉦発が、須崎鉦発鉦山がセメントの原料になるけい石を主に採取しています。これが、現在 50 年以上たっているのではないかと思います。面積は 10 万平方メートルの広さになっていると、私は聞いておるところでございます。その鉦山の南側、舟床側のほうは現在、採取はしてなくて、斗賀野側のほうへ、ベンチカットで掘り下げているわけでございます。

その斗賀野側の上部から下のほうに、大きな土石流の跡が、斗賀野の平地部分からもよく見えるわけでございます。現場の下の町道に行くと、今までは谷があることも余り気づきにくかったような谷でございますが、あるのは間違いなくあるわけでございますけれども、気づきにくかった谷がですね、大きくえぐられまして、杉やヒノキの大木が根こそぎ倒れ、そして 4 トンから 5 トンもありそうな岩が流されてきていました。谷の広さは 5 倍以上になっているのではないかと思います。小さい岩は流されて、岩盤も見えています。

ほんとに、土石流のエネルギーの巨大さに驚かされるわけでございます。

この土石流、幸い、人や家屋には被害はなかったものの、人家のすぐ近くまで迫ってきています。また、角口地区では河川に土砂が堆積して、一時は越流の危険さえありました。まさに、危機一髪といったところでございましたが、山林以外に大きな被害がなかったことは幸いでした。しかし、今後二度とこのような土石流が発生しないようにしなければなりません。

所轄官庁は、鉾山については国土交通省、山林部分については高知県森林環境部となっておりますが、被害を受けるのは町ですので、この土石流の発生をどう捉え、どう対処するのか、お聞きしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。鉾山の監督官庁は経済産業省でございます。被害を受けました溪流、御存じのように、以前は、ほとんどここに谷があるということは、町道を通らない限り、あんまり遠方からは認識できないような状況であったかと思えます。

溪流沿いの山腹が大きく、大きく崩壊し、土砂が町道狩場川ノ内線へ流出してございます。これは旧の県道ですね。斗賀野峠を通っております。そこへ、土砂が大きく流出してございます。この影響により、町道の路側の擁壁も被災した状況でございます。

また、町道から下流の溪流も一部崩壊して、山林等へ土砂が流出しておるといような状況も見受けられるところです。幸い、人家への被害はなかったものの、放置すれば、豪雨時に被害が拡大して下流人家への、あるいは国道とかへの影響とかということが心配されるところでございます。

この災害復旧につきまして、被害の大きかった町道からの上流部分の溪流、まず、この溪流の復旧と、それから山腹の崩壊、山腹が崩壊してございますので、これをまた新たに発生させない、それを防止するための対策というものが必要でございます。いわゆるこの山地災害というのは、県の管轄事業になってございます。そのため、町としましては、この対策について、県の林業事務所のほうに要望してございまして、既に、県のほうでは、この対策工についての検討に着手されておるところでございます。

一方、この鉾山の土地の溪流の下側には、民有林がございまして。

民有林の方の同意を得て、この工事に着手する、申請していく必要がございます。そのため、現在、関係の方へ、事業内容の説明あるいは御意見等お伺いしながら、その調整を現在進めておるところでございます。

真摯な対応をしていきながら、関係者の考えを全うできるような姿の申請を、県のほうに話を通していきたいというふうに思うております。また、この町道部分の被災につきましては、町が事業主体でございますので、町のほうが県通じて国のほうへ、公共災害復旧事業の申請をするようにしてございます。また、町道から下流部分につきましても、県へ要望しておるところでございます。

このようにして、この土石流の一連の被害につきまして、この復旧につきまして、それぞれの機関が役割を持って連携をして、また関係者等、十二分に連携をしていきながら、その復旧に向けて努力しているところでございます。

4 番（森正彦君）

関係機関が十分連携をとって、二度と起きないようにしてもらわなければならないと思いますが、この8月2日と3日、強い雨が降ったわけでございます。この3日の佐川での時間最高雨量は69ミリ、これはインターネットの数字ですが、この観測場所、どこか確定はしておりませんが、多分、青去の観測所ではなかったかと思えます。もう1つ、古畑のほうは、94ミリということのようでございます。佐川一帯に激しい雨が降ったということでございます。

雨の振り方の形容ですが、20ミリ、30ミリで土砂降り。これやったらワイパーを速くしても見づらい。側溝やなんかそういう小さな川があふれ出すと。それから30ミリ以上50ミリ未満は激しい雨で、バケツをひっくり返したような雨が降る。で、傘をさしていても濡れる。道路が川のようにになるとか、そうなると、山崩れや崖崩れが起きやすくなって、危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれ出すと。50ミリ以上80ミリ未満になりますと、もう滝のように降るということ形容するようでございます。傘は全く役に立たず、水しぶきで辺り一面が白っぽくなって視界が悪くなる。

まさに、私なんかも、家からも数十メートル先が見えなかったという状態ですので、50ミリ以上の雨が降ったのではないかと。もう、こうなると土石流が起りやすく、多くの災害が発生するというこ

とのようでございます。

これは、気象庁の予報用語、雨の強さと降り方というものでありますが、このように、非常に強い雨が勝森山付近に降ったのではないかと。1時間雨量 69 ミリということにしますとですね、10 万平方メートルですから、6,900 トンの雨が1時間に降った。それほどの大量が山へ降った。通常、鉱山というのは、鉱山内に降った水は、鉱山内部で処理しなければならない、処理する、ということがあるようでございます。

しかし、この 6,900 トンということになるとですね、なかなかしみ込まない。それには、鉱山なんかの雨水がしみ込む係数というのがありまして、2割しかしみ込まないというのが一般的な基準のようでございます。そこ、採石場、鉱山ですので、2割しかしみ込まない。6,900 トンの1時間雨量、で1時間に 5,520 トンの水が鉱山外へ流出したということになるのではないかと思います。

専門化の流量計算方法があるようでございますが、これは流量計算合理式というものがあるようです。これによると、毎秒 5.5 トン、その水が、鉱山南側に押し出していた土砂とともにですね、流れ落ちたということになるのではないかと思います。それが、その水と、水の量、それに土石が加わり、さらに樹木、その量にさらに重力も加わるわけでございます。高い位置にあって急傾斜地でございますので。そういうことが重なってですね、そのエネルギーはすさまじいものであったのではないかと思います。現場へ行ってみると、それが目の当たりにできるわけでございますが。

それでですね、今後の対策ですがです。これは先ほど課長からありましたが、関係者がきちんとやるということのようですが、我々素人の考えではございますけれども、鉱山の北側に壁を設け、高くしてもらわないと困ると。今は、一部か半分か、平坦になっておりまして、雨が降ったら、そのまま北側へ流れる状態になっておるわけでございます。この部分を高くして、流れ出ないようにしてもらうようなことを鉱山側に申し入れてもらったらどうかと思うわけでございます。それから、鉱山の外側は県の森林環境部の管轄ですので、治山対策で土石の流出を食い止めるような砂防ダムを設置するということになるかと思います。

とにかく早急にですね、働きかけていただいてですね、下流の住民を被害から守るとともにですね、下流住民が安心して暮らせるよ

うにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。今申されましたような 10 日間で異常な雨量があったわけですが、私どもは、内容聞いてみますと、ここは、鉾山のほうは、おっしゃられたとおり全体で 10 ヘクタールのようにございます。が、ただ、掘っておるところがそれほどない。南側のほうは全く手をつけてないところがあります。そして北側と東側のところ、この鉾山は、けい石が中心になっております。現在、けい石が中心。チャートですね。で、南側のほうには、石灰石があって、ここはけい石が中心になっておる。

そこで、それぞれブロックごとにけい石を掘っておりますが、掘り方が、言われたように、周りの法面はベンチカットにして階段状にしております。それぞれ北側のほうから南へ向けて、それぞれのブロックごとに傾斜をつけて切っておったようではありますが、この大雨時には、一部分に、その北側のほうに池ができるとかいうようなことがあっております。

そこで、国のほうからの指導を受けて、北斜面地下水位の上昇リスクの抑制とか北斜面への降雨流入リスクの抑制といった対策をやっております。

今言いました南側の掘ってないところのへりへ、こちらのほうに水を集めてくる、なるだけ北のほうには雨水がたまらないような感じで地下浸透をやっていくような整備を、現在やっております、今月中にはそれができるとい話をされておりました。

また、崩落のところでございますが、鉾山のもっておる下の辺りから湧水が常にあったようでございます。あったところが、それが今回の崩落については、その湧水があるところよりも、もっと上部で湧水が起こり、それが鉾山のへり部分の土砂を引きずり込みながら、崩落した。さらに、今言いました水が、大水が出たもので、それが下流へ土砂等押し流したというような状態の話でございました。

現地、私も見させていただきましたが、森議員言われたとおり異常な状態で、立派な立木が大きくえぐられ倒され、谷そのものも、以前気がつかないようなところに大きな土砂等がたまり、大変な状態になっておった。また、被災した当初、ヘアピンカーブになっております町道でございますが、ここへも土砂がものすごい量が埋まってしまい、町道も通れないような状況だったと。そのすさまじさ

は、今まで見たようなことがないような状況でございました。

そういったことで、ちょっと話長うなりましたが、経済産業省とか、あるいは県の林務部等の指導なんかもありまして、鉱山のほうでは、その対策が現在進められておるといふふうに、話も承っております。

4 番（森正彦君）

そして若干気になることはですね、その鉱山の水を土中にしみ込ませる、しみ込んだ水が先ほども湧水という形で出てくる。そういったこともまた1つ心配なわけでございます。

実はですね、国道494号線の竜王公園の南側、国道のところがちよっと地すべりしておいて、現在片側通行になっておるわけでございます。そこは県が調査して丁張りをやって監視をしておるわけでございますが、その丁張りをしてないまだ上にもかなり大きな亀裂があると。そういう状態でございます。

これが、その山、浸透した水との因果関係、こんなこと私らはわかりませんけれども、そういったものはどうかという心配もしておるわけでございます。また、あの土石流をまっすぐ下へおりたとしても、JR土讃線があるわけでございます。そうすると、ほんとに大きな惨事にもなりかねないということでございます。

そういったことで、山全体の調査的なこともしていくべきではないかと、そういったことも県、国に申し入れる必要がありはしないかなと思うわけです。普通、水がしみ込むと、それがどっかへ出てくる。水がしむことは山は動きやすくなる。そういった心配をしておるわけございまして、ぜひともそのあたりも申し込みをしておいていただきたいと思います。その返事としてはいかがでしょう。

産業建設課長（渡辺公平君）

今言われたところ、ごもっともなことだと思います。山全体というのは、なかなか、どういうにしていこうとか、どういうに対応がちよっとわからんわけですが。ただ、この溪流を、谷をちょっと見てみると、おっしゃるとおり、町道を、ヘアピンカーブになっておる町道を過ぎたら、すぐに右へ曲がるような形になって、そのまま下の人家のほうに行っております。

これは、まっすぐ下へ行けば、曲がらずにまっすぐ下へ行けば、竜王公園の、今、494の災害になっておるところということなんです。これが一概に、そのままつっきったかどうかの因果関係もわかりま

せんし、またすぐそこには、急なU字溝を据えた水路があります。この辺りも結構水が多くなってきておったんじゃないかなと思う。一部分には、国道のほうは、ふとんかごを置いたところもありますし、そういったところ等々があり、災害になってきたと思われ

ます。どっちにいたしましても、この土石流関係、土砂、水、大変な被害状況でございますので、このあたり全般的に、役割を持った機関がそれぞれ違うといえども、佐川町ですので、そのあたりを連携していきながら対策を、よりよい、地元にとって最適の、よりよい復旧をしていただけるように、これからも話を進めていきたいと思っておりますので、どうぞ、御質問の森議員初め、皆様方、議員各位の御協力、御指導のほど、ひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

そういった、皆、連携を持ってやっていかないと、なかなか対応できんような大きな大きな災害であろうというふうに認識してございます。

4 番（森正彦君）

どうか、よろしくお願い申し上げます。

次に、新しい図書館の建設について、お伺いします。

まず、図書館の必要性ですが、私は、町の発展のためには、若い人が佐川町に魅力を感じる事が大事であると思っています。その基礎となるものはですね、それは、今住んでいる住民の皆さんの満足度を上げることが大事であると思うわけでございます。今住んでいる人が、いい町と思えないとですね、若い人は町に魅力を感じないと思います。そのためには、教育、文化、医療、福祉、交通や買い物、あるいは安全面での充実を図るべきだと考えるわけでございます。

そこでですね、若者が定住して子育てをしたいと、定住の場を選択する要素、その中で教育、文化の充実は大きな選択の要素を占めていると思いますが、幸い、佐川町はですね、文教のまちと言われており、この先人が築いた文教のまちをさらにですね、文化の薫り高い、心豊かな町にしていかなければならないと思うわけです。そうすることにより、文教のまちを魅力と感じて定住の場として選択してくれる、若者が選択してくれるのではないかと思うわけでございます。

その確かなる文教のまちづくり、そのためには、その核となる図

書館の充実は欠かせないと思うわけでございます。しかし、現状の図書館は狭く、蔵書数も少なく、施設も旧法務局の施設を利用しているわけでございますので、さまざまな制約があるわけでございます。また、本を買う資料費も大変少なくて、これは、全国類似団体の実績を調べた資料があるわけでございますけれども、この全国の類似団体の平均の3分の1程度しかないわけでございます。

そういうことですので、子供もこの8月なんかですね、子供が夏休みの自由研究に何しようかと来るわけでございますけれども、自由研究に必要な新しい図鑑もあんまり買えてないわけでございます。現在、佐川町では、第5次総合計画の策定に向けて検討がされていますが、その場合の地域づくりの本とかいうのもあるわけでございます。そういう本も、あまりそろっておるわけではございません。

とにかく現状はですね、資料費が少ないもんですから、人気のあると思われるもの、あるいはバランスも考えて、新冊を購入するのがやっとで、それも1冊しか買えません。1冊でも買えりゃ、何冊も買うということには、そう簡単にはならないかもしれませんけれども、1冊しか買えない場合はですね、話題の新書は数カ月も待たないと買えない。高知市民図書館とか県立図書館ぐらい大きくなると何冊も買うわけでございますけれども。こんな現状ではですね、とても文教のまちの図書館とは言えない状況であるわけでございます。

そこで質問なんです、図書館の現状をですね、ソフト面、ハード面、あわせてどのように捉えているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。町立図書館につきましては、先ほど森議員がおっしゃったように、旧法務局ということであるために、施設がかなり狭隘であるということが、まず第一の大きな課題であるというふうに思っております。

言うなれば、閲覧室、書庫、倉庫、事務所、会議室、児童読み聞かせ室あるいは学習室、交流室等の整備、拡充、こういったものが望まれておるといふふうに考えておりますし、またバリアフリー化、こういったもんも、施設面では課題であろうと思っております。

また、御指摘のありました図書購入費の件、かつては70万円程度でございましたが、今それがやっと100万円程度になりました。確かに、全国1万4,000人規模の類似団体を見ても、年間500

万ないし 600 万という予算があるのも承知しております。

この予算につきましては、なかなか、それぞれ地方自治体、経緯があって予算というものは積み上げられてきているというに思っておりますので、私どもとしましては、現状には満足をしておりませんので、今後とも、図書の購入費の拡充については、一層努力をしていきたいというふうに考えております。

また、図書館本体については、また全体的にどうするのかは幅広い視点から検討する中で、町立図書館をどのようにしていくかを考えたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

町立図書館の現状、蔵書数 5 万冊、このうち 2 万 5,000 冊程度は川田文庫、文化センターにあるわけです。こういった蔵書数も、そんなに多くはないわけでございます。この数字は調べてありますけれども、一つ一つ見ていくと、時間がかかりますので言いませんけれども、ほとんど最低クラスでございます。

先ほど、資料費のお話が出ましたので、もうちょっとだけ言わせていただきますとですね、いの町が 370 万程度、それから日高村でも 130 万、それから四万十町は 220 万、隣の越知町でも 214 万ですか、佐川町はその脇で 100 万というところでございます。

今言った図書館、それほど立派な図書館ではないわけでございます、人口も佐川より少ない、半分程度でございますので、非常に少ないということがわかるわけでございます。全国類似団体ですと、先ほど教育長がおっしゃったように 500 万、600 万ということになるわけでございます。

このような状態でございます、このままでは文教のまちが泣くということで、町民有志が立ち上がって 4,000 を越す署名を集めたことは皆さん御存じだと思います。このことに関しまして、町長も重く受け止めるということをして 25 年 12 月議会で、今橋議員の質問に答えております。そして、第 5 次佐川町総合計画の中で取り組むとして、佐川町にふさわしい図書館の整備を検討すると答弁しております。現在、町の第 5 次総合計画が進められていますが、図書館については、どのように進められているのでしょうか。

そこで、私は、総合計画ということではなくてということですが、私、第 4 次総合計画の策定に携わらせていただきましたが、図書館の整備についてはですね、総合計画の策定の中で検討するには、課

題が大きくなって、詳しい検討はされにくいと思われます。図書館の整備について、今後どのような手順で検討していくのか、そして私は、整備に関する検討委員会はですね、各組織の代表者とかいった形だけではなくて、幅広い皆さんの意見を聞くべきだと思っておるわけでございます。また、先進事例の視察研修や有識者の講演会等で研修をすることも必要と考えるわけでございます。

そこで質問をさせていただきます。まず、町長に図書館建設について、どのように考えているかをお聞きしたいと思います。また、図書館整備に関する検討委員会の組織をどのようにするのか、そして今後のスケジュールはどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先だつての6月の議会の行政報告でも、私のほうから報告をさせていただきましたが、総合計画の策定委員会とは別に、検討委員会を立ち上げ、新図書館の建設に関しては検討を進めていくということでの報告をさせていただいております。

9月、本定例会におきましては、検討委員会の実施につきまして、補正予算のほうも上げさせていただいております。メンバーは、本定例会終了後ですね、検討委員会のメンバーの検討をしていきたいと思っております。できましたら、来年度末までには、佐川町の新図書館のありようについては、方針を決めていきたいというふうを考えております。

また、検討委員会のメンバー等、森議員のほうで何か御提案がありましたら、いい知恵を出していただければと思ひますので、またよろしくお願ひいたします。

4番（森正彦君）

前向きの答弁いただきまして、ありがとうございます。

日本は、先進国家と言われだして、もう何年になるのでしょうか。ずいぶんなるのではないかと思ひます。そして今はですね、成熟社会だとも言われております。成熟社会では、文化への関心が高くなってくるようでございます。そんな中で図書館も進んでいます。県内でも県立図書館と市立図書館が新しいニーズに応えようとして建てかえられています。いの町、四万十町、津野町でも図書館の整備、充実に力を入れています。

文教の地佐川でもですね、ぜひとも、子供たちの心をはぐくみ、大人の皆さんの情報収集や充実したですね生活の手助けとして、近代的な図書館の建設が早期に実現して、そして若者がですね、若者の定住が増えて、活気のある町になることを願うものであります。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時45分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1番、下川芳樹君の発言を許します。

1番（下川芳樹君）

1番議員、下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い5点ほど質問をいたします。質問の前に、先の災害について、一言私見を述べさせていただきます。

先月来襲した台風12号及び11号の影響により、県内外を初め、当町においても多くの被害が発生をいたしました。被害を受けられた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。また、2週続けての防災活動に当たった町職員を初め、関係機関、消防団の皆さんにはその迅速な対応に感謝を申し上げます。

さて、昭和50年の台風5号により佐川町は今までにない甚大な被害を受けました。この大災害以降も、毎年のように上陸する台風や集中豪雨によって被害を受け続けてきた当町でしたが、平成18年度以降8年間ほどは、災害の少ない穏やかな年が続いておりました。台風銀座と呼ばれた高知県に台風が上陸しない年があったり、集中豪雨も佐川を避けて発生したり、これも異常現象による天候の変化かと感じるほどに、被害への不安が遠のいておりました。

今回の災害は、まさに想定外であり、天災は忘れたころにやってくることわざどおり、黒岩地区や加茂地区での大規模な冠水や道路や河川、住宅や農作物にも近年にない多くの被害が発生いたしました。

た。これからは、想定外という言葉に惑わされることなく、起こり得る災害を事前に予測、対応するため、タイムラインなど計画をし、災害発生前から迅速に対応できる体制づくりが、大規模災害においては有効であろうと考えます。

災害が大きければ大きいほど、公助の手は届きにくくなります。まずは、自分の家族の安全を確保し、余裕があれば、周りの住民への支援に取り組めるエリア体制ができれば、公助が届くまでの間、地域の安全・安心を自助や共助の力で守ることができます。

今後も起こり得る想定外の災害に備えて、行政と住民の皆さん双方で、地域の防災力を高める取り組みが実現できますよう切に願ひまして、質問に入りたいと思います。

まず、町内自主防災組織への支援策について、お尋ねをいたします。

町内の自主防災組織は、行政の御支援と住民の皆さんによる努力によって、地域での組織化が進み、本年7月1日現在で、世帯組織率89.3%まで向上していると伺っております。また、旧町村単位では、地区ごとに自主防災組織の連絡会が結成され、町全体の連絡協議会も立ち上がり、組織の連携が図られております。

大規模な災害の発生後は公助の手が届きにくく、地域の安全確保のためには、身近な自主防災組織の役割が大きく影響することから、今後も100%の世帯組織率を目指して、行政は一層の取り組みを進めていく必要があります。

町が定めた佐川町地域防災計画の中の自主的な防災体制の整備には「風水害や南海トラフ地震などから命を守るためには、住民がみずから身を守る行動をとることが最も重要となる。町は、住民自主防災組織及び事業所との役割分担を明確にし、連携を深めながら、自助・共助の体制づくりを進める」と明記されております。

大災害に備えて、町が考える自主防災組織の役割とは何か。また、自助・共助の体制づくりの進め方について、お伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、町内の自主防災組織への支援に関して、自主防災組織の役割と体制づくりについてのお尋ねが今、あったところでございます。東日本大震災はもちろん、阪神淡路大震災のときもそうでしたけれども、大きな災害が起こった際には、道路やライフライン、通信網が寸断されますので、発災直後は役場や消

防など公的機関の支援が地域まで行き届かない場合がございます。こうしたときに、真っ先に駆けつけて助け合うことができますのは、向こう三軒両隣といわれる近所の方々でございます。

阪神淡路大震災のとき、倒壊した家屋の下敷きになった多くの方が近隣の住民に救出をされていますし、神戸市長田区では地区ぐるみのバケツリレーをいたしまして、火災の拡大を食い止めたりもしております。

また、平成16年の新潟の地震、旧山越村では、発災当日に住民全ての安否が確認できました。これは日ごろからの住民同士で支え合う関係があったからだと言われております。

このように、平常時から、住民同士の助け合いの関係を築き、防災活動やコミュニケーションを通じてきずなを確かめ合うことで災害に備え、乗り越えることこそが、自主防災組織の活動であり、また役割であると認識をしております。

町といたしましては、自主防災組織の設立支援や、防災隣組といった近所同士の助け合い活動の活性化に向けた支援を通じまして、自助・共助と公助がうまく回転しまして、結果的にいかなる災害におきましても、人命や財産の保護は可能となるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

先月8月20日に、広島市で大規模な土砂災害が発生をいたしました。時間雨量100ミリ前後の雨が数時間集中的に降り続いたことで、山沿いに造成された住宅地を土石流が襲い、72名の尊い命が奪われ、いまだ2名の方の行方がわからない状況です。

このような災害は、広島市に限ったものではなく、いくつかの気象条件や地理的条件が重なれば、全国どこに起きても、この佐川町で起こってもおかしくはありません。町は地域防災計画の中で「自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の理念のもと、防災訓練や研修、資機材の整備などの支援を通じて、コミュニティごとの自主防災組織の育成に努めること」と定めています。

また、町が考えている地域防災リーダーの育成や自主的な防災訓練の促進、地区防災計画の策定促進などの取り組みを進めるためには、自主防災組織の牽引役である役員の皆さんの出番は多くなり、責任も重くなるものと思われまます。

さらに、災害時、要配慮者の支援対策では、地域に住まわられてい

る高齢者や障害者、乳幼児など、災害時に特別な配慮が必要な方への避難支援を行う必要があります、これらにおいても重要な役割を担うこととなります。

これらの活動を町内均一に取り組むためには、個々の自主防災組織によって異なる力量を、あるレベルまで底上げをする必要があります、そのためには、組織をリードする役員の皆さんが自覚し、活動しやすい環境をつくることが重要です。

以上のようなことから、地域防災計画の中で、全ての自主防災組織が均等に担う必要がある活動については、その内容を支援する経費の支出を、また役員の皆さんには、リーダーとしての意識高揚や集団の中での目印的な役割を果たす、帽子や簡易な制服の支給などを検討してみてもはいかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

自主防災組織についての支援策についてのお尋ねがございました。現在、町では自主防災組織の設立と活動の活性化を促しまして、地域防災力の向上を図るための取り組みの1つといたしまして、佐川町みんなで備える防災支援事業補助金、これを用意しております。この事業は、自主防災組織等が行う防災訓練、学習会の実施、防災用資機材の整備などに1万円から15万円までの範囲で補助金を支給いたしまして、地域の防災活動を側面から支援するものとなっております。

また、去年は、佐川地区と黒岩地区の自主防災組織連絡協議会ができて、全地区で協議会が立ち上がりましたが、この事業の対象経費には、自主防災間組織での相互に交流や連携を図るための連絡協議会の開催、また運営にかかる経費も含まれているなど、幅広い活動が可能となった補助事業となっております。以上でございます。

1番（下川芳樹君）

先ほどの質問に関してですね、確かに、その補助事業の活用っていうことは1つの方法であろうと思うんですが、私のほうの質問といたしましては、今ある地域の自主防災組織の役員の皆さんに、政策的な支援、それから帽子、それからユニホームなどの支給についてですね、できないかというお尋ねでございます。

総務課長（横山覚君）

失礼しました。補助事業の説明をしておりましたが、その中のメ

ニューの中で、まことに申しわけないですけど、制服の支給等までが対象になるかはちょっと、今、私のところで確認ができてないんですけれども、これについては、ちょっと今、確認をいたしましょうか。

ちょっと休憩をお願いできますか。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後 3 時

再開 午後 3 時 1 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。現時点では、制服とか帽子とか支給をするということは考えておりません。まず、やはり自主防災組織、自分のため、自分たちの地域のため、自分ごととして活動していただく、このことが基本になると思います。これは自主防災だけでなくですね、この町づくりのこと、いろいろなこの町の活性化策、事業について、住民の皆さんが、これは自分ごとだというふうに思っていていただいて取り組んでいただくということが、すごく大切ではないかなあと考えております。

自主防災組織の役員さんにおかれましても、2年、3年、5年やられる方もいるでしょうし、毎年1年交代でかわられるところもあるかもしれません。そのあたりの実情をきちっと考慮して、今後、どうしていくのがいいのか、勉強していきたいというふうに考えます。以上です。

1 番（下川芳樹君）

町長のほうから、自主防災組織の基本的な考え方、それから地域の住民の皆さんの基本的な考え方について、御答弁をいただきましたが、例えばですね、今、地域にある自主防災組織、組織自体は、どんどんどんどん組織化されて設立をされているわけですが、恐らく、いろいろな形で格差があろうかと思えます。真剣に、地域の防災を考えて、しっかりした行動に向かわれている組織であったり、まだまだそこまでは至ってないが、やはり地域のことはしっかり考えて、

これから先、防災組織が必要であるというふうに考えたり、また、地域の中で、自主防災組織というものが必要であるが、とりあえず、誰か役員になっていただいて、組織を引っ張っていただければいいような形で、設立ができないだろうか、というふうな形の組織もあろうかと思えます。

今後、想定外、これは町長の言葉にもございましたが、これから先、もういつ起こってもおかしくないような、そのような集中豪雨が起こったり、また大規模な地震災害が起こったときに、町の防災を考えていく上で、やはり地域がある程度の部分で足並みがそろって、この部分については安否確認がしっかりできる、初期部分の救助活動に取り組めるっていうふうな、そういう底支えができるような形の防災組織をつくっていくならば、やはり、いろいろな研修会であったり、訓練であったり、そういうものにある程度足並みをそろえて参加をいただけるような体制づくりというものが必要ではないかというふうに考えます。

ぜひですね、今、一生懸命頑張っていらっしゃる自主防災の役員の皆さんに、何とか活動がしやすいような支援ができますように、再度、御質問をいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。高知県は、自主防災組織の活動マニュアル、自主防災組織が立ち上がった後に、どのようなことに取り組んだらいいのか、いざというときに、自主防災組織がどういう活動をしたらいいのか、そういうものが、実は整備されておられません。

静岡県は、高知県と同じように、東海地震、東海大地震のことはずっと昔から言われてまして、県共通の自主防災組織の、いざというときの行動マニュアルというのがあります。

佐川町では、担当者に、佐川町内の自主防災組織の皆さんに、共通して渡せるもの、いざという時に、自主防災は組織としてこういう行動をしてくださいね。っていうのがわかりやすい。そういうものをつくれなかなあ、渡せないかなあということを考えております。それを町単独でつくるとなると、なかなか負担も、負荷もかかることも考えられます。担当には、県と相談をしながら、県全域に広めたほうがいいのか、まず、町として先んじてやってみようというふうにつくるものなのか、そのへんも考えて対応してもらいたいということで、今、私のほうから、指示をしております。

また、行政と自主防災組織が日ごろから密に連絡をとっていき、コミュニケーションをとっていくことが、すごく大切だと思っております。自主防災組織ごとの勉強会、例えば、家具の固定化の話ですとか、そういうことを自主防災単位で勉強会も開催をしていただいています。

この自主防災組織では、今、こういう取り組みをしていますよ、行政としては、自主防災の皆さんに、こういう勉強をしていただきたいですよ、っていうことを満遍なくきちっと伝えられるように、行政としてもしっかりと気遣いをして、そのあたりに注意をよく払って組織運営の活性化につながるように、行政としての役割を果たしていきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

リーダーの研修会、それから地域ごとの自主防災訓練等々を開催するに当たっても、やはり地域間の格差というものが出てこようかと思えます。このような格差について、どのような形で、今後埋めていこうというふうにお考えなのか、お聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えいたします。先ほどもお答えしましたが、全ての自主防災組織にきちっと同じ情報が伝わるように、行政としても役割を果たしていきます。例えば、リーダー研修をするということであれば、その企画をしたときは、皆さんにお声がけをさせていただいて、均等に受けられるようにということで、取り組みをしていきます。

ですが、全ての自主防災組織が全く同じように、同じレベルで活動できるか、なかなか、人のかかわることですから、難しい部分もあるかと思えます。行政としてはしっかりと対応して、きめ細かい自主防災組織への支援、研修の取り組み等、進めていきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

全ての組織から代表される役員さんが出席をされて、同じように認識を深められるような取り組みを、ぜひ進めていただきたいということと、その役員さんが出席しやすい、出動しやすい、そういう条件についても、御一考いただけないかなというふうなこと、あわせてですね、お願いをしたいと思います。

当町において、協働のまちづくりというものを進めていく上において、地域に密着した自主防災組織を育てるための支援策というも

のは、被害を最小限にとどめる体制をつくっていく上で、また、そういう自治体として先進的な取り組みを進めていく上で、必ず、有効な手段であろうかと思えます。

今は、町長がおっしゃいましたように、ある程度、今の流れの中では、地域の自主防災の皆さんに積極的に参加をいただきながら、一緒に考えていただきながら、地域のことを一緒に守っていただくというふうな話し合い、コミュニケーションの中で、一緒に佐川の防災というものをつくっていかうというお考えですが、今後ですね、やはり、協働の取り組みの中では、どうしても、そういう施策について考えていく時期があらうかと思えます。その時期には、ぜひですね、前向きな御検討をお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思えます。

続きまして、霧生関へのヘリポート設置についてのお尋ねでございます。霧生関の埋め立て地利用については、先の6月議会において、ヘリポートの設置に向けて臨んでいきたい、との町長答弁があり、9月議会においては、ヘリポート設置に関連した予算を補正すると伺っております。

先月、加茂地区で住民の皆さんに関係する事故があり、けが人が、それぞれ越知や尾川のヘリポートまで救急搬送された後に、市内の病院へ空輸されたと伺いました。運搬時間短縮の観点から、加茂地区に最も近い霧生関へのヘリポート建設を、一刻も早く望むところでございます。

そこで、今後の具体的な設置計画についてお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。本定例会で、開発許可の変更にかかわる費用、委託費用を補正予算で上げさせていただいておりますが、本年度中に変更計画を策定をしまして、スケジュールとしましては来年度、ヘリポートの完成、工事完成を目指したいということで、今、取り組みを進めております。

まだ、詳細につきましては、変更計画の中で詰めていきたいと思っておりますが、霧生関公園の計画地の上段のほう、ゴルフ練習場があるほうですね、上段のほうにヘリポート並びにヘリポートにかかわる防災拠点として必要なもの、その拠点として上段のほうにつくりたいなという思いがあります。そういう思いを持って、計画の変更内容を詰めていきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。次に、ヘリコプターが離着陸可能な民有地を緊急時に利用できる官民の協定ができないものか、お伺いをいたします。

町は、緊急時への対応策として、町内各地区にヘリポートを設置すべく、地元や防災関係機関の皆さんと協力をしながら、候補地の選定を進めているところでございますが、恒久的な設置場所の確保には、まだまだ時間がかかるとおられます。

そこで、目的の定まっていない離着陸可能な民有地において、利用目的が確定するまでの間、土地利用に関する協定を、町と民間とで結び、現場から最も近い緊急時の離着陸場として活用できないものか、お尋ねをいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。緊急時におけます民有地の有効活用に関しましては、今の鳥の巣にございます住友大阪セメント株式会社の採掘跡地をいざというときに借り受けまして、災害ごみなどの仮の集積場とするような協定を結んでおります。

現在のところ、ほかのところとはこういう協定を結んでおりませんが、今後、仮設住宅の設置、ヘリコプターの離着陸場としまして活用が可能なところがございましたら、所有者との協定を締結して積極的な活用を図っていきたいと考えております。もし、そのような土地に関する有益な情報がございましたら、どうか、提供をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。いろいろ民間との間のことですので、課題はあるかと思いますが、民間の御協力を得ながら、ぜひ、最も近い離着陸場として活用できるような取り組みを、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、3 番目の質問に移らせていただきます。専門職における職員採用の考え方について、お伺いをいたします。

佐川町における職員採用については、毎年度、職員を採用している状況ではなく、退職者補充による採用がメインであると思われれます。当町に限らず、職員数の少ない町村においては、毎年度の採用は難しく、在職する職員の退職年やその人数により、採用する年度や職員の数も異なることから、バランスのとれた年代層ではない状

況にあります。

特に、専門職の場合には、採用する人員枠も少なく、組織の小さい自治体においては、専門性の継続が困難な状況も見受けられます。例えば、何十年も実績を積み重ねてきた専門職の後継者が、実務経験の少ない職員であったり、新卒者の新規採用であったり、というふうな継続のケースです。

国や県からの権限委譲や業務の移管などにより、町村においても専門性の高い業務を遂行する必要が高まっている今、経験ある専門職の雇用に配慮した採用条件が満たせるよう、取り扱いを検討されてはいかがかと考えます。

そこで、初めに、近年の採用状況並びに専門職の採用において配慮した事例などがあれば、教えていただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。まず、近年の採用状況でございますが、過去5年間にさかのぼっていきますと、この5カ年間で22名が採用になっておりまして、また、この5カ年間の退職者が21名でありますことから、基本的に退職者の人員を補充、採用しているというふうな形になっております。

また、専門職の採用でございますが、その配慮となった事例と申しますか、その専門職においての中途採用等を行った場合にですね、今まで2件ほど、その初任給の位置づけにおいて、号級を上げた採用の仕方を行った事例がございます。以上でございます。

1番（下川芳樹君）

先ほど、提案をいたしました専門職の雇用の件ですが、過去に事例があるというふうなことでございますが、ある程度経験を積んだ中途採用者の雇用について、本人の職歴に見合う給与体系など、採用に当たって、条件については、今後どのように考えておられますでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。下川議員のおっしゃいますとおり、法制度の変更によりまして業務が町に移管されたり、また町職員におきましても、途中で離職をすとかいうふうな場合、また新たな業務が発生しまして、そこに専門職の必要性があったというふうな場合に、専門職の採用等がそこに発生をしていくところでございますが、その町の事務事業を適切、的確に遂行していくためには、やはり経験

と実力のある専門員の獲得、採用することが町にとって非常に有益になるような事例もございます。

以前におきまして、先ほど言いましたように、2件ほどの事例がございますが、資格を持つ職員の中途採用等を実施してきた過去にもありますし、また今後におきましても適宜、町に有用な職員の採用を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。ほんとに職員数の少ない中で、例えば、その年度年度、また時代時代に合った取り組みを迅速に行っていくというふうなことになるならば、どうしてもその専門職の役割っていうものが需要であるならば、そこにおいて雇用する必要がある。そのためには、能力の高い、ある程度年齢を経験された、そういう方の採用ということになるかと思います。

今まで、なかなかその中途の採用者の採用条件というものが十分でないような状況の中で、そのような職員を採用しようにも採用しづらいというふうな状況があったように思われます。ぜひですね、行政の力となり得るような専門職員、また一般職でもですね、その政策上必要な職員があればですね、その方に見合うような給与体系で採用できる取り組みをお願いをいたします。

それでは、この質問を終わりにして、次に4番目の質問に移ります。障害者の優先調達推進法に基づく本年度の調達方針について、お伺いをいたします。

先の3月議会において、障害者優先調達推進法に基づく本町の取り組み状況について質問をいたしました。この質問は、障害者の経済的な自立支援を促すために、国や地方自治体などの公の機関が、障害者就労施設へ優先的あるいは積極的に物品を発注することについて定めたもので、昨年4月1日に法律が施行されました。

佐川町においても、本年3月には計画が策定されており、調達方針は毎年度ごとに計画することと、実質的な運用は、平成26年度からとの回答をいただきました。そこで、本年度の調達方針の内容と障害者就労施設からの情報内容、また、発注内容について、お聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。平成26年度の佐川町の障害者就労施設等からの物品等の調達方針につきましては、この4月に策定をしております。

ます。

内容につきましては、役場が使う物品、例えば、事務用品、書籍、あるいは食料品、飲料品、小物雑貨、その他、机とかテーブル、そういったものの物品類、それから役務の提供、印刷とかクリーニング、清掃、施設管理、情報処理、テープ起こし、あるいは飲食等の運営、その他。その他としまして、仕分けであるとか発送、梱包作業等々、こういったものについて、障害者の就労施設から情報提供をいただいて、そのいただく窓口としては健康福祉課が持っております。

その健康福祉課が情報をいただいた提供について、庁議等で確認をさせていただいて、これを役場として発注していかどうかというふうな確認をして、その担当部局のほうにお任せをするというふうな流れになっております。

26年度の運用については、一定、庁議、課長会議ですが、その中で、今年度の情報調達方針について御説明をした後、今年度の取り組み内容、実績になるんですけども、年度途中なんですけど、町内の障害者の就労施設のほうからですね、これ、今、私がつけてあるような木製の名札、これについての、役場でちょっと扱っていただけないかという情報、個別の情報がありましたので、それは庁議に諮らせていただいて、これは検討を庁議でしていただきました。

結果ですね、当然、障害者の就労賃金のアップにつながるということはもちろんなんですけど、名札というものを最近つくっていなかったというのもあるんですけど、職員の一体感を醸成する効果があるとか、それから佐川町においては、自伐林業等、木製、木の、扱うということで、町のイメージのアップにもつながるんじゃないかというふうな議論を経てですね、これを町として採用するということが庁議で確認をされて、これは全職員にかかわりますので、総務課のほうで受注、発注の作業をしていただいたという経緯がございます。

これについては、正職員だけではなくって、臨時職員さん等々含めて、全職員に配付という形をとっております。今年度の取り組み状況としては、その1件でございます。今後の進め方にもつながるんですけども、これは、25年の4月から法制度、法が施行されて、まだ1年ちょっとの部分でございます。

町内には、障害者の就労施設としては2施設あるんですけども、取り扱っている物品というか、そういったものも違います。それから、町外にもそういった施設ありますけれども、今現在、県とかを通じ

て、例えば、こういった物品が提供できますよっていう具体的な情報提供にまでは、少し至ってない部分がありますので、そういったところ、県等と連携と言いますか、そういった情報提供がスムーズに行っていただけるような形を進め、あと、これは方針がですね、形骸化しないような形で運用を進めていきたいなというふうに考えております。

ただ、これは、地方自治法の施行例の適用でですね、随意契約をするという形になっておりますので、ほかの、町内、特に町内の業者さんなんかの発注にですね、発注に影響がないような形での考慮も必要であろうというふうに考えております。

いずれにしましても、運用が始まったばかりの制度ですが、必要な改善を進めていきながら、適切に対応していきたいと思っております。
以上です。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。今、お聞きをしたところで、障害者就労施設からの情報提供というものは、ないと。1 件だけということでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私が把握している具体的な情報としては 1 件ということでございます。

1 番（下川芳樹君）

わかりました。今後ともですね、障害者への就労支援、また経済的な自立につながる取り組みについては、関係各課と協力をして積極的に進めていただきますよう、お願いをいたしまして、この質問は終わります。

続いて、最後の質問に入ります。現在、進めている地区懇談会の開催状況と、これまでの内容について、伺いをいたします。

先の 6 月議会で、本年度から策定作業に入っている佐川町総合計画についてお尋ねをいたしました。佐川町の 10 年先を見据えたこの計画に、町民の皆さんの意見を反映させるための手法として、今年度、21 カ所で地区懇談会を開催し、前向きな主体的な意見を聞かせていただきながら、その意見を参考にして総合計画を策定していきたい、とのお答えを町長よりいただきました。

私も 7 月 28 日に開催されました本村、弘岡地区の懇談会に参加し、意見を述べさせていただきました。他の地区での状況はいかが

でしょうか。これまで開催された地区懇談会の開催状況とその内容について、お聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。平成 26 年度より実施しております地区懇談会、本年の 6 月から開催をしまして 11 月末までで合計 21 回開催する予定としております。

現在ですね、8 月末までではありませんが、台風等の日程により、多少変更、延期となっております地区もありますが、8 回開催をさせていただいており、延べ 162 人の方に参加をいただいております。懇談会の中では、内容につきましては「堀見町長と語り合いましょう、ワイワイガヤガヤと」というようなテーマをもとにですね、会議を進行させていただいておりまして、本年度、佐川町が取り組んでいる 10 項目の重点施策につきまして、住民の皆様から御意見やアイデアをいただくことを目的として実施をさせていただいております。

住民の皆様と、より身近でざっくばらんな話をしたいとの町長の思いから会議の方法も従前とは違った方法で開催をさせていただいており、講義方式の懇談会ではなく、机の形をですね、コの字、ロの字に並べた車座方式より実施をさせていただいております。

また、本年度から実施しておりますファシリテータ研修の内容も参考にさせていただきながら、地区の写真展示やお茶菓子の用意などをして、今までとは違った穏やかな雰囲気になるような会場づくりにも努めさせていただいております。

その中で、懇談会では、やはり防災や観光また地域公共交通に関する御意見、要望が多く上げられております。地域防災や佐川町の観光、地域公共交通につきまして、皆様方の関心の高さを、改めまして感じておる次第でございます。

また、中にはですね、地域の要望に関する質問等もあります。それにつきましては、その都度、各担当部局に伝えさせていただきまして、適切な対応をさせていただいておるところでございます。

質問にありました現在、策定を予定しております第 5 次佐川町総合計画への反映につきましては、現在のところ、具体的な内容について、どのように取り組んでいくかということは決定はしておりませんが、各地区におきましてですね、提言されました住民の方々からの御意見や御提案またアイデアを、大切な思いとして受け取りまして、策定後 10 年をかけ、佐川町ならではの幸せを追求し、町民一

人一人が佐川町に住んでよかった、佐川町に住み続けたいと実感できるまちづくりに向け、その基本姿勢と具体的な行動計画を示すものとして活用をさせていただきたいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。10 項目の提案というのが、毎回、提案をされていると思いますが、これ、具体的にですね、この場で 10 項目挙げていただいてよろしいでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

10 項目につきまして、今現在、ことし、本年度からですね、町が重点的に取り組んでいる 10 項目について、ちょっと説明させていただきます。

まず 1 つ目がですね、文教のまち佐川の人づくりということテーマにしております。

2 つ目がですね、みんなの総合計画策定ということで、総合計画についての内容を説明をさせていただいております。

3 点目としまして、集落活動センター、あったかふれあいセンターなどの取り組みについての説明をさせていただいております。

それから 4 点目としまして、移住促進に関する取り組み、今、佐川町に来ている地域おこし協力隊の件などを説明させていただくとともに、空き家の情報の提供もいただくような問い合わせもさせていただいております。

続きまして、5 点目といたしまして、牧野公園リニューアル事業といたしまして、牧野公園の 10 カ年の計画の推進を進めておりますが、その件についても、どういうふうに進んでいるかというような説明をさせていただいております。

6 点目としまして、観光事業の推進ということで、佐川町の歴史的風致維持向上計画が 5 年延長となっておりますので、その件についての説明や、上町のガイドをやっていただける方がいないかなどの問い合わせもさせていただいております。

7 点目としまして、地域公共交通の検討ということで、ことしから地域公共交通の検討会を立ち上げるようにしてございまして、その住民の皆様に対しましてのニーズ調査を今年度開催するようになっていますので、それにつきましての説明。

それから 8 点目としまして、地域防災策定の推進ということで、

南海トラフ大地震対策ということで、民家の耐震診断、耐震工事、改修工事についての説明などをさせていただいております。それとですね、自主防災組織等の説明などもさせていただいております。

9点目としまして、健康長寿のまちづくりということで、100歳体操、ウォーキングによる健康増進の町からの取り組みについての説明をさせていただいております。

最後、10点目としまして、産業振興に関する取り組みとしまして、町が現在取り組んでおります自伐型林業の促進とか、新規農業者の確保、耕作放棄地対策についての説明などもさせていただいております。

以上です。よろしく申し上げます。

1番（下川芳樹君）

10点の項目以外にですね、住民の皆さんから出てくる御意見というのを、もし、お聞かせできる部分があればですね、どのようなその他の意見が出てきたのか、お聞かせください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

10点以外ですね、やはり意見としましては、今ちょっと集計しておるところでございますが、やはり町に対しての要望、道路の要望とかですね、水路の要望などがあります。

あとですね、やはり地域の防災対策の中で、ラジオの聞こえが悪いとかといった地域がありますね。そのへんの対策などに対する意見などがあります。大体そんなところですね。集計をまだ、今現在やっておりますので。

1番（下川芳樹君）

以前、町長が、無関心という対極があるというお言葉をおっしゃられて、住民の皆さんの関心度、ぜひ、一緒につくっていく総合計画に向けていきたいというふうにおっしゃっておられましたが、これまでの会の流れというか、状況っていうのは、どうでしょう、関心度というのは。町長。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。関心のある方が、実際に会場に足を運んでいただいて、話も熱心に聞いていただいて、意見も出していると思います。

実際に、地区懇談会に出たいんだけど都合があって出られなかったという声も聞いております。この取り組みを繰り返し続けてい

くことで、町民の皆さんの関心を高めていきたい、一緒になったまちづくりができる土壌をつくっていきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。まだ8回目ということで、残すところが13回ですか、これからまだまだたくさんの御意見が出ろうかと思えます。10の施策以外の御意見もたくさんあろうかと思えますが、住民の御意見としてですね、しっかり受け止めて、総合計画のほうへ反映をしていただきたいと思います。

それとですね、先の6月議会のほうで、総合計画に係る行政の柱として、増え続けていく社会保障の抑制策を町民の皆さんと一緒に協働で実現していくべきではないかというお願いをさせていただきました。

その中で、やはり医療費とか介護費に係る健康づくり、柱の中に1つ健康づくりがございます。ぜひですね、やはり行政の考え方の1つとして、この国保と、それから介護のほうを抑制することで、ほんとに保険料も安くなりますし、行政のほうの予算についても軽減することができます。そこにかかわる人材というものも新しい活用ができるような環境になろうかと思えますので、ぜひ、こういう流れについてもですね、住民の皆さんにお伝えいただきますよう、再度お願いを申し上げまして、私のほうからの全ての質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時50分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、8番、中村卓司君の発言を許します。

8 番（中村卓司君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、8番、中村議員として、平成26年度の9月議会の質問をさせていただきます。

例によりまして、少しだけ時間をいただきまして、所見を述べさせていただきます。今議会に、開催の日に、議長のほうから松本氏の今回の事件について報告と遺憾の意の表明がございました。私も、個人として、議長の報告と遺憾の意の表明について、同感をする1人でもございます。

彼が行った行為は、決して許されることではありません。しかし、先日の高知新聞の記者が「土佐あちこち」の中で、「議会の一般質問で、執行部に厳しく詰め寄る姿は勇ましかった。議案の討論でもはっきりと物が言える人だった」と。また、「無免許運転の件では、申し開きはできない個人の不幸事だが、今後、議会に向けられる目は、町民の皆さんの、一層厳しくなるのは間違いない」と。「残る13人の議員が住民の不安や不満を払拭する論議を9月議会に望まれるところだ」とメッセージを送られたと、私は思っております。

私も、そういう意味では、このメッセージに込められた思いを今議会に、皆様方に質問をして、より熱い論議がなされることを、私自身も一生懸命質問をさせていただきますので、執行部の皆さんも心ある、誠意あるお答えをいただきたいと思います。

さらに、松本氏については、人間としてのこれからの厳しい奮起をしてくださることを、この場を借り、同期の議員として、友人として懇願するものであります。

少しだけ、議会の前に、質問の前に、所見を述べさせていただきました。

それでは、質問に移らせていただきたいと思います。

第1番目の質問として、町長は、10月の選挙で、選挙の前にも、ミニ集会や立会演説会、そして辻、辻での1人演説会等で、町民の皆さんに直に声を上げ、そしていろいろな約束事を訴えられてきました。また、それぞれの議会で、行政報告の中でも大変詳しい報告をなされ、わかりやすい町行政が、私たちの議会にも非常に身近に思われております。

そこで、1年、10月で1年になりますけれども、町長自身が1年間を振り返り、どういうふうな思いで行政を担われて、自分の思われる考え方がどの辺まで行政に反映されて実行されている、今の時期のお考えを、まず聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

町長（堀見和道君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。どういう思いでという御質問ありましたが、もうただただ佐川町長として仕事をさせていただけ、この機会を与えていただいたこと、佐川町の町民の皆様感謝の気持ちで仕事をさせていただいております。ありがたいなあという思いで一生懸命自分なりに仕事をさせていただいております。

私は、この仕事をさせていただくに当たって、佐川町の幸せのため、佐川町民の幸せのために、とにかく自分自身、仕事を一生懸命がむしゃらに邁進していくんだと。その軸だけはぶらさない。町のため、町の皆さんのため、一生懸命仕事をする。その思いでやってまいりました。

まだまだ至らぬところもあるかもしれませんが、自分なりには、その思いで仕事が1年間やってこれたのではないかなあというふうに思っております。

また、仕事をさせていただくに当たっては、私自身、私1人だけががむしゃらになって仕事をして、この町はよくなりませんし、行政運営がうまくできるとは思ってませんでした。役場の職員が丸となって町のために働ける、そういう組織をつくらなければいけない。その思いでスタートも切りました。

まだ、1年間、丸々1年というわけではありませんけども、役場の一人一人とも話しをさせていただき、話を聞かせていただき、それぞれの強み、能力、すばらしさ、そういったものを自分なりに判断をさせていただきながら、1つの組織として、この役場が佐川町のために働ける組織となるように、1歩ずつ歩んできた、そのように自分では、それができたのではないかと、できているのではないかというふうに実感しております。

まだまだ足りない部分はたくさんあります。人や組織、そういうものは、すぐにはなかなか変わりません。けども、1つの方向性をしっかりと打ち出して、その方向性に組織をまとめて導いていく、一人一人のよさを合わせて、最大限に力が発揮できる組織にする、そういうことで取り組んでまいりました。今後も、その大きな流れというものは、変わらず取り組んでいきたいと考えております。

また、具体的には、総合計画の策定についても、住民の皆さんの意見を少しずつ聞きながら取り組みが進められているのではないかなあというふうに感じております。

また、自伐型林業の取り組みにつきましては、地域おこし協力隊員にも、この10月から新しく2名が来て、5名の体制で取り組むということになります。新しいことへのチャレンジ、なかなか難しい部分もありますけども、一つ一つ長い目で確実に佐川町の産業振興につながるよう取り組んでいきたいと思っております。

また、ファシリテータ研修と、なかなか聞き慣れない言葉かもしれませんが、行政と住民の皆さんと一緒に、楽しくまちづくりをしていく。そのための会議の進め方、人の意見の聞き方、意見の集約の仕方、そのことについて取り組みをしてまいりましたが、黒岩地区でのサロンにおいては、笑顔にあふれた会議が、サロンが開催をできたというふうに思っております。研修に参加した住民の皆さん、役場の職員からは、「こんなに楽しい研修、こんなに楽しい会議は初めてだ」という声も聞かせていただきました。

私は、この佐川町の町長として、かじとりをしていく役として、まず自分自身が明るさを持って、極力笑顔で、この町を引っ張っていきたい。その思いでやっております。時にはくじけそうになることもありますけども、これからも笑顔で、明るくこの佐川町の町政運営をしてきたいと思えます。ぜひ、今後ともお力添えをよろしくお願ひします。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。一定、立候補を自分で決められたときから、方向性というものがあって、その方向に向かって進んでいるというと思いますが、いわゆる住みよい町、安心して安全な住みよい町ということの方向性だというふうに思っていますが、今まで、その1年間で自分のお気持ちの中で、計画をした範囲の中で十分、点数とは言いませんけれども、1年間の計画どおりできているなあという実感はございますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか自己評価というのは、難しい部分がありまして、失礼に当たるかもしれませんが、町民の皆さんに納得していただけるかどうかわかりませんが、自分なりに一生懸命やらせていただいていると。この1年間で、自分の考えてたことは、少しずつ進んでいるという実感でやらせていただいています。以上です。

8 番（中村卓司君）

私が、この質問を最初に取り上げたことは、町民の皆さんに、よく聞かれます。「おい、町長はまじめにやりゆうかにゃ」と。「まともかや」とか、いろいろこう、言葉は悪いんですけども問いかけられます。いや、私自身は「よくやってるよ」と申し上げるんですけども、議会の質問の中で、町民の皆さんに報告ができる項目として、この質問をさせていただいたらいいなあという思いで質問をさせていただきました。

質問の中では、非常にそのソフト面的な、フアジー的な質問になりますけれども、町長のお気持ちが十分に伝わったと、私は思いますので、町民の皆さんには、そういう報告をさせていただきますので、短うございますけれども、1番目の質問はこれで終わらせていただきます。

その町長の思いを形にし、そして方向性を羅針盤として位置づけるのは、次の質問でございます。

この質問は、6月議会にも私が質問をしまして、課長のほうから大変詳しい説明もいただきまして、こういうふうにするよと。来年の3月にはこうするよということで、詳しく聞かせていただきましたが、その間に、6月議会、もう3カ月ぐらい前で、ただそれぐらいの期間でございますけれども。方向性、そして進捗状況、しっかり進んでいるかということの確認をとりたいという意味で、短い、3カ月間の変更はないかもわかりませんが、順調に進んでいるかということ、まず聞かせていただきたいと思っております。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、本年5月26日に総合計画策定の委託契約を、株式会社博報堂と締結をしましてから、8月までの作業内容と進捗状況について、説明をさせていただきます。

まず、本年度の6月中旬から7月下旬の期間におきまして、町民アンケートを実施させていただいております。内容としましては、町内の二十以上の住民に、無作為で抽出、約1,000件のアンケートを送付させていただき、インターネットでも回答できるようウェブ版も実施いたしました。その結果、480件。ウェブ版が93件、紙ベースにおきましては、387件の回答をいただきまして、現在、分析中であります。

アンケートの内容につきましては、現計画、第4次総合計画の策

定時に実施しましたアンケートを基本としまして、地域の幸福度を個人と地域の2つの側面から調査する「しあわせ風土ランキング」を加えさせていただいております。それによりまして、住民の個人個人の、やってみよう、ありがとう、何とかなる、あなたらしく、ほっとする、というこの5つの気持ちの、どの程度感じているのか、地域にこの気持ちを後押しする価値観や土壌がどの程度根ざしているかなどがはかれることとなっております。

このアンケートの結果につきましては、でき次第ですね、町広報紙やホームページのほうに掲載する予定で、情報の共有化も予定をさせていただいております。

それと、職員による策定作業を実施させていただいております。作業の中心を担う職員のコアメンバー24名を選出し、ワークショップを2回、6月と8月に開催させていただいております。コアメンバーに対しましては、個別のヒアリングも2日間実施しており、2回のワークショップにおきましては、過去10年間を振り返る作業を実施し、各分野別、行財政、教育、医療、福祉、暮らし、商業、環境において、10年間で実施したことの成果と課題を抽出させていただいております。また、統計の推計値も利用しまして、今後起き得る未来の推定も実施をさせていただいております。

進捗状況としましては、現在のところ、このような状況となっております。

8番（中村卓司君）

わかりました。順調に進んでいるように思います。6月議会の質問に対しましてのお答えと同じような形で、計画どおり進んでいるように思います。安心をしました。

そこです、ことし年度、来年の3月までに、そういう計画を全て立てて、そして次年度に具体的に形として練るわけですが、これを策定をするに当たって、前回は、先ほど森議員のほうからの質問の中で、策定委員として実施をなされたということでございましたが、つくる段階で、そのメンバーが膝を交えて、それぞれの項目に数字なり文字なりをつくっていったというふうな経過があるんですけど、今回のその策定に当たりまして、例えば、アンケートの数字なり、意見なりをどういうふうにまとめていくか、上手にちょっと表現はできませんけども、たたき台的なものをいったんつくっておいて、それにアンケートなり、意見なりを、こう飾りつ

けをするというか、どういった手法でやるお考えがあるのか、それをちょっと具体的に聞かせていただきたいと思えますけれども。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。アンケートをとりましたのは、今の町民、住民の皆さんが、どういうことで困っておられるのか、どういう要望があるのか、こと数字的なものについて、今、どういう状況にあるのか、そういうことを把握をする、そのためにアンケートをさせていただきます。

実際に計画は、今後 10 年間かけて、どんな町をつかっていきたいかということ、一つ一つ分野ごとに、具体的に、住民の皆さんからこういう要望が出てくる。それをかなえるために、どういう取り組みをしたらいいか。課題であれば、何を積み上げていけば、その課題が解決できるのか。そういうことを決めていくのが、最終的には総合計画の具体的な行動ワークと、行動計画ということになっていくと思います。その取り組みで、その全体的な総合計画のまとめとしては、アンケートを踏まえた今後 10 年間の取り組み、その形で仕上げていきたいということで考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

そうすると、その博報堂さんのやるお仕事というのは、そのアンケートなんかのことを、資料をつくる上の手前の資料みたいな形で使われる、ではないんですかね。というのは、住民の方、それからプロジェクトの 24 名の職員さんの意見が、どのように反映されていくのかなってということの心配で、その質問をするんですけども。で、具体的にどういかにやるんでしょうかという質問をさせていただいたんですけど、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えします。アンケートをもとに意見出しをしたり、前の計画の成果、どれだけ達成できてるのか、それを判断をする、それに対して意見を言うのは全て職員が今、やっております。ですから、博報堂のほうから何か出た意見、考えに基づいて、今後、計画をつくられるということではなくて、職員の意見、考え、これまでの取り組みの反省、そういうのを踏まえて、今後の計画をつかっていくということになっております。この答えでよろしいですか。以上です。

8 番（中村卓司君）

そうすると、その博報堂さんのする仕事というのは、具体的にど

ういうふうなことをするんですか。予算的なこともかなり含まれておりますので、博報堂さんのやれるようなことは、どういう仕事をするんですか、これを。

町長（堀見和道君）

お答えをします。会議を進めるに当たって、会議全体のデザイン、アウトラインの構築もしています。今後 10 年間予想されるっていう 10 年間の統計的なデータを出してきたり、今後想定される技術開発、未来予測、そういったデータを出してきたり、あとは、今、慶應義塾大学の前野先生と一緒に、博報堂が幸せ度調査ということ年全国にやっています。博報堂オリジナルのその幸せ度調査も活用させていただく中で、アンケートをつくっていただいたり、その分析をしていただいたり、そういうことを今、していただいています。以上です。

8 番（中村卓司君）

それでは、この 6 月議会でお答えをいただいたアドバイザー、地域創造アドバイザーさん、笈さん、この方はどういう仕事をなされるんですか。

町長（堀見和道君）

お答えします。笈さんだと思いますが、博報堂の中で社内企業、社内独立企業をしてるその代表が笈さんという方で、博報堂の中でイシュープラスデザインという組織を束ねてやっております。ソーシャルデザインという分野で、今、総務省の地域人材ネット、総務省の外部の人を派遣をしてという制度を使わせていただく、その地域人材ネットに登録された方になります。

その方が、これまでいろいろな自治体において、地域の課題解決について、デザインという視点で実績をもってやってこられてます。今回、佐川町の総合計画の中にも、ソーシャルデザインという視点を入れて総合計画をつくりたいので、笈さんに入らせていただいています。全体のデザインであるとか、これまでの経験を踏まえて、こういう考え方もあるんじゃないですかというアドバイスももらう。全体の総合計画の策定にかかわるプロデュースをしていただいています。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。せっかく、町民の皆さんの意見を聞いたり、それから職員さんの努力もあるし、そのことがどういうふうに反映をされるかなという心配の意味で聞いたんですけど。

数年前に、マスコミに、こういった方法でやられているということの報道番組がNHKで流されて、無駄な、使うのは、これは減せ、これはやったらどうかという、予算まで住民が決めるような会議をしながら総合計画を立ててるといようなニュースも流れました。

それで、今回の、佐川町が行われるその総合計画づくり、町民の皆さん、地域の皆さん、そして職員の皆さんで、それぞれ町でつくり上げる総合計画ですので、そういった意味で 100%地元のつくりでやるんでしょけれど、プロデューサーの方がそれ専門でやっておられると思いますので、よりよいものをつくっていただきたいという老婆心で聞きましたんで、ぜひ、そういうことを理解していただいて、いいものをつくっていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、来年の3月には、すばらしい計画の基礎ができることを楽しみにしておきたいと思います。

それでは次に移らせていただきます。

職員は、公僕としてのサービスができていますか。いわゆる、ちょっと生意気な目線で項目を書いてございますけれども。私たち議員も地方公務員ですよ。皆さんも地方公務員ですよ。ただ、私たちと違うのは、選挙で選ばれた特別職という形で公務員をしてるわけですが、同じ公務員としての目線でこういう質問をすると、少し失礼なかな、というふうな思いもありますが、議員の立場として、そういう次のような内容を質問をさせていただきますので、失礼があるかと思いますが、手前にお断りをさせていただきますというふうに思っています。

まず、地方公務員法というのがございますよね。地方公務員法というのはいわゆる、私たちも含め、職員さんの方々を管理するという法律で、第6節、第30条というのがあってですね、その中に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という項目がございます。

もちろん、職員の皆さんも、このとおり全力を挙げてやっているとありますが、町長にお伺いしますが、全力を挙げるか挙げてないかとは言えんよと思うところもあるんですけど、今の体制で、職員全員の皆さんが、全力を出して 100%やっていると評価があるのか、それをまず聞かせていただきたいと思います。町長の立

場で。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。100%全力で頑張ろうと思っています。以上です。

8番（中村卓司君）

そうだと思います。してないという町長のお答えがいただいたら、どうしようかと思ったんですけど。してるということです。それではですね、そのお言葉を疑うわけではございませんけれども、第40条に、勤務成績の評定っていう、40条にありまして、評価ですよ、いわゆる。職員さんの評価をしてですね、それに応じた措置を講じなければならぬっていう項があるんですが、町長も知ってると思うんですけども、その評価っていうのは、具体的にどのような評価を町長がし、具体的にどのように結果を出すのか、評価をするのか、町長のお考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをします。これまで取り組んできたことと私の考えを踏まえて、話をさせていただきます。

今、佐川町の役場の中では、昨年度まで人事評価の制度を、ほかの基礎自治体取り組んでないところもある中で、独自の評価制度を取り入れて評価をしてまいりました。なかなか人を評価するというのは難しいことです。複雑な、少し、評価制度にもなっていたんではないかなあとと思います。

今年度、役場の職員の皆さんからの提言も踏まえて、評価制度をもう一度見直そうということで、取り組みを始めております。

私が、100人以上の役場の職員、全て一人一人細かく見切れるわけではありません。係長、課長補佐、課長、それぞれの立場で評価をして上がってきたものを私のほうで見ると。判断をさせていただくと。いうことを25年度はしました。今後新しくつくっていく評価制度も、そのような手順を踏んでいくものにはなるとはなるとは思いますが、やはり、目標、年度年度、目標を立てて、その目標がどれだけ達成をできたのか、自発的な主体的な目標をしっかりとつくり上げた中で、1年間を通して、3カ月なのか、半年なのか、きちっと確認をしながら、上司と向き合ってコミュニケーションをとって、その目標の達成度合いを見ていく。それに対する評価をしていく。それをまた次年度につなげていく。そういう取り組みで、人の評価、職員の評価

っていうものをしていきたいと考えております。

人が人を評価する、これ大変難しいことです。客観的に、できるだけ客観的に評価をしないといけないというふうには思います。平等に評価をしてあげなけりゃいけない、そういうふうには思いますが、やはり人ですから、主観が入ることもたまにはあるかもしれません。ですけども、しっかりと、一人一人が主体的につくった目標を、どれだけ達成をできるのかという部分で評価をする。あとは、勤務態度、そのあたりの評価になってくると思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

行政の中にも、会社的な、その職員評価っていうものが取り入れられなければならないような情勢の中で、国のほうもそれなりに動いているというのが現状だと思うんですが、具体的にですね、例えば、下げる評価っていうのもないと思うんですが、具体的に、級の段階を変えろというふうなことのようないふことがあればですね、教えていただきたいと思うんですが、評価の具体的な方策といいますか、ボーナスを減したり、昇級を減したりするっていうことはできんと思うんですけども、どのような形で、評価っていうのはあらわすんですかね。

町長（堀見和道君）

これまでの、私の前の榎並谷町長るとき、25年度の最終評価は私がありました。標準的な評価を受ける人と、少し、やはり厳しい評価を受ける人がいる実態の評価にはなってます。

ですから、一律皆同じ評価ということにはなっておりません。来年度以降、どのような評価制度をつくっていくのか、どのような評価制度で評価をしていくのかというのは、今、検討中ですが、当然、仕事の取り組み、出した結果に対して、やはり適正な評価をしていきたい、すばらしい評価を受ける職員もいるでしょうし、平均的な評価を受ける職員もいるでしょうし、もうちょっと頑張っよという評価を受ける職員もいると思います。

ですけども、一人一人が全力を出し切って、一生懸命仕事に臨んでいただく、そのために働いてもらう、そのために先頭に立って、私は職員を引っ張っていきたい。評価、評価と、それが全てのようなふうにとられると、私自身は、少し残念な気持ちであります。以上です。

8 番（中村卓司君）

最初にお断りをしましたとおり、大変失礼な質問をするということもお断りもしましたが、別に、ランクを低くするっていう意味ではなくって、一生懸命やっている職員さんに、それぐらいの対応ができるというふうな形にして、そして職員さんのやる気を、ますます起こしてほしいという思いでございますので、誤解のないようお願いをしておきたいと思いますが。

さて、先ほど、1年間、町長のやってきたことについてですね、自分なりの評価をしていただきましたが、1年間、町長が長になられて、職員さんの態度っていうのは、自分なりに、少し変わったかなという思いが、現在のところ、ございますか。

町長（堀見和道君）

お答えします。少しずつ変わってると思います。以上です。

8番（中村卓司君）

私も、町民の皆さんから聞くところによると、だんだんよくなってるね、という評価もございます。そこで、前回、前々回ですか、挨拶をしようよということで、私が申し上げましたところ、「隗より始めよ」ということで、私を挨拶委員隊隊長にいただきましたが、そのときの答えは町長が。それで私なりに頑張ってきたつもりでございます。庁舎の中では、来たときには「こんにちは」と必ず声を、あれからかけてきました。誰1人、職員さんのほうから声をかけてくる機会がございませんでした。それでも、あきらめずに、私はやっております。

町民の皆さんからは、少し変わったよね、と言われるところもあり、確かだとは思いますが、一遍にはいけないので、少しずつ始めたらいいかなという矢先でございましたが、これは間接的に聞きましたんで、ある個人と話して、職員と話しての話ではないですが、若い職員が、その挨拶をしたいけれども、なかなかしにくいよねっていうような状態があるよね、っていうことを漏れ聞いた話がございします。若い職員は、それなりに一生懸命やる芽が、ここで町長のおっしゃられる少し変わったよねっていうことで、芽が出始めたんではないかと思えます。

そこで、それをさらに成長さすような手段っていうのが必要ではないかというふうに思っております。

私、最初も言いましたが、私1人が一生懸命頑張ってきました。町長自身も、私の背中を見ながら職員が頑張ってるよっていうふう

にしていったらええなということで、私もやってるといことは言われましたが、なかなか即、成果が徐々にはよくなってる、けどもそれを成長させるためには、それなりの方法が要るのではないだろうかというふうに思っています。そのへんの意見は、総務課長、そのへん、私は、さらにの方法が要るのではないかと思っていますけども、総務課長はどんなお考えでございましょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。議員のほうから、まだまだ、挨拶運動のほうも成果が上がってないんじゃないかなというふうなお話もありました。実は、町長就任以来、町長のほうも、みずから率先して挨拶をしておりますし、また、職員に対しても、この挨拶を奨励をして今までできております。庁議、課長会のほうでも、幾度かは、この話も町長のほうから出ておるわけですがけれども、庁議自体ですよね、今の状況とかですよね、もうちょっと発展的にやろうとか、ちょっと少ないような話も聞いたよとか、いうふうな情報交換などを積極的にやってきたこと、ちょっとなかったもので、これからは、そういう情報交換とか、もっと取り組みの強化というふうなものをですね、庁議のほうでも議題として上げまして取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

町長（堀見和道君）

私からも発言をさせていただきます。総務課長ということでありましたが、重箱の隅をつつくようなとか、揚げ足をとるといとか、そのような発言に、私は主観的に聞き取れまして、非常に残念であります。

応援隊長と、挨拶隊長という話もさせていただきました。私も、私が挨拶する前に挨拶をしてくれない、なかなか挨拶をしてくれない人もいます。職員の中でも、町の皆さんの中でも、これまで私が経験した中でも、いろいろな組織の中で、そういうこともあります。人のやることをパーフェクトに全てできる、なんていうことはないと思っています。

けども私は、自分に言い聞かせているのは、例え、相手が変わらなくても、自分を変え続けよう、そういう姿勢でやってきております。ぜひ、中村隊長には、先頭に立ってやり続ける意思をお願いをしたいと思っております。

また、若手職員の話がありました。それが事実なのかどうなのか、

私にはわかりません。それが、仮に事実だったとして、どういう思いでその発言をしたのかもわかりません。ですけども、私は、私の役割として、自分がみずから挨拶をし続けますし、庁議の中でも、繰り返し繰り返し繰り返してきております。課長、局長、それぞれ長が自分の部署で挨拶をやってほしい、言い続けます。私は言い続けます。すぐに完璧にできる人ばかりではないと思います。だけども私は信じて、それをやり続けたいと思っております。

ぜひ中村議員には、一緒になって、前向きに、どうすればこの佐川が、佐川町全体が元気になるのか、考えて先頭に立ってやっていただきたいというふうに思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

私は、別に重箱の隅をほせるつもりで言ったわけではございません。町長は、そう感じたということで発言がありましたけれども。重ねて申し上げますが、重箱の隅をほせるつもりはございません。それはなぜかという、挨拶から始まるのは、やはり人と人とのつながりで、それをやらなければならないって言ったのは町長ですから、みずから、挨拶ができる職場づくりをと。そこから始まるんだよって言いましたんで、決して重箱の隅をほせてないと。これは申し上げておきます。

それと、インターネットで調べてみますと、挨拶運動っていうのがあって、いろいろ調べてみますと、やはり学校関係がすごく多くてですね、一般の職場でやってるとするのは、非常に少のうございました。それでも、会社の中では、それなりの運動をやってございます。

先ほど、挨拶、挨拶って言いましたけれども、会社の中には、やはりこんな意見もございまして、一般の会社ではですね「学校じゃあるまいし意味があるのか」とか「そんな時間があれば、メールチェック」だとか「強制的にやるのは職務違反」だとかいうふうに、一般の会社の中では、そういった意見のことも出るよと書いてます。強制的にやるっていうのも会社でやってるところはどこもないんですけども。社長がそれを言うと、強制的になったりということもあろうかと思えます。

そこで、もうちょっとソフトにやってるところもございまして。例えば標語。「挨拶をしましょう」っていう標語を書くとか、それから、返信の通信に「ありがとうございます」って入れてから返信をする

とか、インターネット。それから、キャラクター人形とかですね、挨拶人形とかいうのをつくるとかですね、そういういわゆるソフト的にやってるところもあるんです。

だから、そういう意味で、何らかの形を変えてでも運動として続けると。ただ、挨拶をせえよ、せえよ、というのはなかなか難しいんで、そういう案もお互いに、それぞれに話し合われながら、続けていかれたらどうかと思いますので、参考のために申し上げておきたいと思います。

それでは、この質問は以上にさせていただいて、一生懸命やっておられる職員さん、ますますですね、それに拍車をかけて、それぞれの場所で頑張ってもらいたいと思いますし、この場において課長の皆さんにも、その先導役となって、私に隊長ということで仰せつかりましたけども、皆さんも隊長になってですね、それぞれの職員を引っ張っていただいて、住民の皆さんに、気持ちよく来庁ができるようにですね、いっそうの努力をお願いをしておきたいと思います。

続きまして、最後の質問です。

防災対策ということで、数々、皆さんの質問にございましたが、3項目だけ、项目的に載せさせていただいておりますので、そのお答えを先にいただこうかと思えます。

まず、今回の2つの台風で、大変な水害的に水が浸かったところもあるようにも聞こえてきますけれども。そういうところの地区はですね把握はしてるかどうか。それから春日川、柳瀬川、その台風当日に私も見回りをしておりまして、柳瀬川よりも春日川がですね、大変水位が高くてびっくりしたんですけれども。その管理、いわゆる佐川町の川ではないんで、それぞれ、県とかいう上の上部の組織の管理があらうかと思えますけれども。そのへんの、連携をとりながらの春日川、柳瀬川の管理は十分に行っているかということと、広島であった地滑り、大変な災害が起きたわけでございますけれども、佐川町にとって、そういった災害の場所が把握ができているか、この3点から、初めにお聞きをしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。まず、浸水地域というか、その把握ができているかという御質問でございますが、今現在、町内におきましては水防法の規定によりまして、洪水予報区間に指定されている日下川

流域につきましては、浸水想定区域が設定されておりまして、日下川流域避難マップとしてホームページにもアップしております。

しかしながら、春日川、柳瀬川につきましては、浸水区域の想定がない状況です。今後、今回の雨量それから今申されましたその水位の上昇等も非常に顕著になってきておりますので、町で、防災マップを作成する際には、両河川についても浸水想定区域を示すことができないか、研究をしていきたいというふうに考えております。また、県のほうで、土石流の区域もしくは急傾斜地域の佐川町における場所等は、県のほうのホームページで見ることができております。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。柳瀬川、春日川、御案内のとおり県河川でございます。台風時等、通常からもそうですが、十分連携をとって対応しております。

河川を初め、また道もそうですが、国との連携については、台風等の大水が出た際、水が出た際、大渡ダムによる仁淀川への放流状況、国道33号線の通行止め、とこういった情報が、佐川町災害対策本部に連絡してもらおうようになってございます。

また、県との連携につきまして、春日川、柳瀬川等の洪水時の見回り、状況について、随時、連絡をとっておりますし、住民から、消防から寄せられるような、それぞれの情報については随時、県のほうに連絡をしまして、また我々も一緒に見回りをするなど、その対応をしてきたところでございます。

また、道路でございましたが、494号の通行止め、これにつきましては、佐川町の防災行政無線を活用し、通行止め情報というのを流さしていただきました。ちょっと遅れた経過もございましたので、これからは、こういった県、国の管理の道路あるいは河川について、その状況について、町民へ、佐川町防災行政無線を活用しながら情報伝達に努めていこうということを、県のほうとも十分、連絡調整して、これからそのような対応をするようにしてございます。

それから、広島のような、と御質問ございました地滑りの関係でございます。町内に、地滑りのほうの危険箇所というところは3カ所ございます。地滑りの危険箇所としては、鉢ヶ森、それと峯、古畑が地滑り危険箇所となっております。

この中で、地滑り防止区域として、既にその対応がなされておる

のが鉢ヶ森。鉢ヶ森は、遊学館から見まして右側、南のほうですが、でっかいのり枠がなされて、工事がされてございます。

それから、峯のほうにつきましては、アンカーとか、それと公民館の前に池があります。防火水槽になってますが、これは、水抜きボーリングを過去にして、その出てきた水を活用するようになっております。ここについては対応がなされ、現在は動きが見られんところですよ。

もう1カ所、古畑につきましては、ずいぶん、この地滑りの対策ではないですが、別の災害とか工事がなされまして、動きがなくなったということでしたが、近年、再調査を町でしてございます。再調査、ボーリングをしてから再調査をしてございますが、近年は動きがみられん状況にはなってきておりますが、継続して調査はするようにしております。

ここで、動くよ、地滑りがあり得るといふことのデータが出てきますと、先ほど言いました地滑り防止区域に入れていただいて、その対応の工事に入って行くようになっております。地滑りに関しましては、以上でございます。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。そこでですね、地滑りのことについて再質問をさせていただきますが、全国で36万カ所ぐらゐの指定があったんですけど、広島のある災害を受けて、50万以上にすると。するといふのは、その危ない地点をもう1回再確認をするよふな国の動きがあるよふでございます。

そこで佐川町にも、ランクを、危険度を上げてといふか下げてといふか、危険度は少ないけれども、やはりそういうところに指定をすべきであろうといふところがあれば、聞かしていただきたいし、先ほど森さんの質問にも、森議員のほうからありました勝森の山もそうでございますけれども、猿丸のサーキット場が非常にこう、整備をされて、木が、全然なくなってます。

それから、晃立のやっております加茂の切り取りをしたところも、非常に、今回も、つえているよふでございます。そういった場所とか、それから土佐石灰も、今は既にとつてませんけれども、そういった開発をされたところで大変な危険場所がありはしないかといふ心配があるんで、そういう検討がなされるかどうかといふことと、水没地帯の関係で、春日川が大変水が上がったといふことを申し上

げましたんですが、メガソーラーのところに水が上がっております。

僕はちょっと確かめておりませんが、近所の方が、あそこは浸かったよと。機械もあったのも、高いところにメーカーさんが非常に苦勞して上げてたよってという話も聞いたんで、町、事業者への関係もはまってございますので、あそこが水没するようなことがあれば、大変な問題になります。そういった把握ができておるかどうかをですね、再質問をさせていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

まず、今、地滑りの御質問でございましたが、この土砂の危険箇所とかいうやつは、ほかに急傾斜地崩壊危険区域とか、それと土石流危険溪流とか、こういったものがございます。こういった急傾斜関係でございますが、現在、工事がなされておるのが町内8カ所、既に工事が完了しておるのが18カ所になっております。

ただ、これで全体の区域、ここは勾配が30%以上とかいうようなのが指定の要件で、5戸以上の住宅がある、裏山が傾斜度30%以上のところは、町内に255カ所あります。255カ所あって、それで順次指定をしていって工事に入っておると。工事を現在しておるのが8カ所、終わっておるところが18カ所、というような状況になっております。

それから、土石流危険溪流というのは、これも住宅が5戸以上あるところは152カ所あります。152カ所あって、一般的には砂防とかいうのが工事なされております。古畑のほうで、峯の下流で砂防ができましたが、ああいうのが対応の1つでございまして、町内では37カ所、砂防が出てきておるということでできております。

こういうふうに、それぞれ傾斜度とかその状況とかによって、ずいぶん佐川町も、林野率が73%といえども、傾斜度がきつところがたくさんあって、その傾斜度の高いところの下に家のはびりついておるような状況もある関係で、こういった状況になってきております。まだまだ、こういった工事については、県のほうへ要望して事業は県のほうでなされますので、これからもどんどん進めていくように要望していかなければならないと思うております。

ただ、急傾斜のほうは現在8カ所、ことしから2カ所の指定ですが、順次、管内では越知事務所の管内また中央西土木の管内では、佐川町が一番指定を受けて工事のほうに入っておる近年の状況にはなっております。地滑りに含めまして、危険箇所、危険区域の考え

方については、以上でございます。

それと、サーキット場とか、それから開発される加茂のスエミツの開発ですか、これなんかは、土地計画、林地開発の許可を受けてやっておるところですが。また、サーキット場については、山が、林地が1万平米がない関係で、また、開発の許可とかいうやつは要らずに、先般、住民への説明会を、下流域の住民への説明会を何度かやりながら、実施してきた経過がございます。

こういったところの開発しておるところに、今回のような大雨が降って、一部つえてきておる。これを復旧せないかんのは、当然、その所有者であり開発者であります。それが、現在、許可されてやっておるところが法的にどうなるのかとかいうのは、ちょっと私、今、ここでは認識を持っておりませんので、これについてはまた、調べさせていただきながら、また、御質問議員からも十分に情報を得ていきながら、考えてみにゃいかんというふうに思っております。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それと、中村議員のおっしゃられましたメガソーラーのこと、荷稻のことだと思われませんが、業者のほうからは、堤防を越えて越流して浸かったとは聞いておりません。

ただ、以前あそこは農地であったためにですね、護岸の低いところにヒューム管、排水の管が何箇所か出ておりまして、それへ河川がかなり水が満杯になっておりまして、そこからですね水がはけない状態になっておりました。それで、多分、その、今メガソーラーを設置しておるところに水がたまって、ちょっとこう水たまりができて、機械を動かしたという経緯があると聞いております。

今現在、メガソーラーも設置しながらですね、排水路もかなり大きな排水路を高いところに設置しておりますので、県の土木のほうとも協議しまして、あのヒューム管、必要でないということを回答いただいております。

それにつきましてはフラップゲートつけるとか、今、設置のほうにですね、何らかの柵をつけて対応を考えていきたいと考えております。

8番（中村卓司君）

下水道をつくろうという計画のときに、地域の皆さんが反対をしたのは、あそこをかき上げしていたり、それから固定のものをつく

るということになる、あそこに水が、昔は入ってた時期もあったんで、そうされると、反対側に水が入るんじゃないかというふうな協議の中から、反対されたということになってございます。

今回も、河川改修がされたんで、比較的、浸かったというふうなことはなかったんですけど、川底が少し上がったと。土砂がたい積し、しかも、環境が変わったり、町長の答弁の中にも、これが普通の時代になるよということの環境の変化もございました。

それから、山に雑木林がなくなって、一度に水が出る。この春日川というのは、もう何年かわりませんけれども、かなり短い期間の中で、夏場雨が降らなかつたら、水のない川になるよ、とも言われています。そのかわり、雨が降ったら、ざっと流れる。そういった条件の中で、あのメガソーラーの位置があるわけでございます。しかも、JRの線が通っておりまして、あそこは、いわゆるトンボの首のような状態になって、非常にせばまっている。それによって、水が、先ほど言った条件によって、水が出やすくなる、いうふうなことがこれから先考えられます。

となると、何らかの策を施してないと、危険な状態が起き、大変な大損害が起きるのではないかという心配がございまして、そういうことを申し上げたんですけど、この質問の中にも、国と県との連絡は十分かというふうなことも書いてありますけども、そのへんの心配がなされたかどうかということもお聞きをしたいと思います。

議長（藤原健祐君）

あと、約5分で5時になりますが、中村議員の一般質問が終了するまで、佐川町会議規則第9条第2項の規定によりまして、会議時間を延長します。

続けます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

荷稻のメガソーラーの件について、あそこの河川の管理者である県との協議につきましては、協議は行っておりません。ただ、今回、その水がはけなかつた。ヒューム管が低かつたということにつきましては、県のほうとも連絡をさせていただきまして、協議をしております。以上です。

8番（中村卓司君）

排水の位置が低かつたということも条件でしょうけど、春日川の水位が上がって、その配管の位置が出るところが浸かつた関係で排

水の位置を上げるようなことをしてると思うんですけども、それ以上にまた水が来る可能性もあるんです。今の状態だったら。

だから、もう一度ですね、私のほうからお願いですけど、川底を下げるなり、JRのところの工事なんかのこともですね、検討課題の中で、JRというのはもう非常に難しいところで、お金も要るところで、それから時間もかかるということが条件ですけども、そういうことの危険性を回避するための努力は、行政としてやるべきであろうと考えておりますので、ぜひそのことも検討課題にしておいていただきたいということと、もう1点、これは勝森の関係ですけど、森議員さん、それぞれ質問があった中で、少し、私も聞いておきたいこともあるんですが、494のトンネルありますよね。あれから勝森の工事のそこが非常に近くなってるということを知ったんですけど、したがって、排水の水が、20数%はける、あとは表へ出てます、ということですけども、地下に沈んだ水がトンネルのほうに噴いて、トンネルが崩壊するんじゃないかというふうな心配をされる方もございます。技術的なことは全然わかりませんが。そのへんの調査なんかもですね、気をつけておくと、ひょっとするとトンネルがつえてですね、中を通りよった車がですね、北海道のあったみたいにですね、つえてしまう危険性もなきにしもあらずなんで、ますます、どんどん底のほうに掘っていくと思うと、どんどん距離が近くなってきます。そのこともですね、国との、それから経済産業省ですか、そのへんとの話もですね、しておかにはやらんことやないろうかと思えます。

もう1つは、この間、現場へ上がっていきましたら、つえるわけだと思ったのは、北側の斜面に盛り土をしてますよね。北側に盛り土をして池の状態になって、それが、水が越して盛り土が流れたんですよね。だから、今後まだ盛り土があるんですよ。東側ですね。南の斜面の東側に、木の上なんかにも乗ってますけども、これは明らかに後で盛った盛り土で、まず、水が上がって、今、南斜面を、あの工事しているところのひろの南の方、掘ってるんですけど、そこに十分な対策ができておればいいんですが、私の行った時点ではまだその最中でした。あの状態なら、つえるはずだとなると、管理責任というのでも問われるんじゃないかというふうな思いもあります。

ただ、町が直接に管理ができない、多分、条件に、国とか県の直

属だろうと思うんですが、町がそれにかかわるような意見なりですね、管理の発言ができる状態にあるのか、わかっておれば、聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。経済産業省とか県、これは林地の許可ですが、そういったところの話は、県、国から直接我々が聞くのではなくて、勝森鉱山を経由して鉱山のほうから話が、受けております。

そういうことで、これから対策について、対策というか、土石流の林地の災害とかいうのは、県の林地のほうと話していくんですが、今言われよりました状況とかいうのは、勝森鉱山で再確認していきながら、県のほうの林地のほうには話ができるかなと思いますが、経産省の高松のほうでは、直接あこが対応しよりますので、果たして、それは県のほうの、そういった鉱山関係のところを通じて話をしていけるのかどうか、ちょっと今わからないところです。

8番（中村卓司君）

管轄が、だから、国とか県とかの関係で、町が発言するような立ち位置におるのかということを知りたいんですけど、それはまだわからんという答えでよろしゅうございますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

現状では、全くないと思います。立ち位置というか、町のほうが監督官庁に対して、監督官庁がこうだと言うて結論を出しておるところに「いや違う、これはこうではないろうか、こういう可能性もあるんじゃないろうか」というのは言えんのではないかと思います。それが、どういうふうにして言えるか、そこのへんは、今現在では、私はわからんですけど、そういった町民の声とか、我々の声とかいうのを、県とか監督官庁のほうに伝えていって、それが地域で住みゆう人に、よりよいような結論を招くように努力はしていかにゃいかん、それだけです。

それが、果たしてどんなふうになっていくのか、ということはやっと認識しておりませんし、今ここで具体を答弁することもできません。

8番（中村卓司君）

だから、議会でこんな発言をしてですね、そのことが反映されて、地域の皆さんでひょっとトンネルがつえるかもしれんという心配があるので、その調査をしてくださいという声が届くようなことに

なっちゅうかなというふうな心配なんで、で、町が地域の人が声を、例えば、国やら県、いわゆる産業省の方を招いてですね、こんな意見を言う場を、設定ができるようなことができるかなと、町の言うことはそんなことは聞きませんよという態勢なのか、言うて行ってできるような条件かなというふうなことを聞いたかったんですけども、そのへんはいかがですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。そういう点を、どんなふうにして国のほうに伝える、今の、あくまでもトンネルの話は、仮説、仮であるわけですが、具体的な調査をしたわけではないわけですが、そういった可能性について調査してくれんかとか、あるいは、もっとほかに影響がありやあせんろうか、将来のことが危惧されるとか、いうことは、ここではっきり言うて「こうできます」というふうな答弁、私はできんです。まだ、そこまではわかりませんが、そういったことを伝えていけるような何らかの努力はしていかにやいかんという気持ちは持っておるということを先ほどから伝えておりますので、御質問議員のほうも、ぜひ、一緒になって考え、検討をしていただければと思います。ずいぶん、私も熱うなりまして、申しわけありませんが。

町長（堀見和道君）

私からお答えさせていただきます。監督官庁のほうに、町から、町民の不安の声、こういう声が上がってますということを伝えることは、当然できると思いますし、そういう要望がありましたら、当然、行政としてしなければいけないというふうに思っております。

ただ、こうに違いないとか、こういうふうに思われるっていうもので、想定で話を上げるというのは、こういう問題で、なかなか難しいですから、こういう事実があったよ、その事実をしっかりと確認をし積み上げて、こういう心配がある、調査をしてもらいたい、いう形で上げたいなあと。上げるのであれば、そういうきちっと事実を把握した上で上げたいなあとというふうに思っておりますので、例えば、盛り土っていう話ありましたけども、それがほんとに盛り土なのかどうなのかっていうのは、私も把握しておりませんし、それが事実なのかどうなのかっていうことも検証したいと思いますし、一つ一つそういうことを詰めた上で町として、こういう不安があるので調査をしてほしいという声は上げたいなというふうに思

います。以上です。

8 番（中村卓司君）

盛り土の件については、私が現実に見て「あ、これは盛り土だな」と判断をしましたがけれども、それが盛り土ではないか、盛り土ではなかったかどうかというのは、私の判断でしたことなんですけど、それは、いわゆる心配で申し上げました。けれども、ただ、トンネルまでの距離が一説によると、上からトンネルまでが 20 メートルから 30 メートルぐらいやったという話を、違うんですかね、ま、距離はわかりませんが、そういう心配をされる方があるんで、そういうのは専門やないんでわかりませんよね。だから、それを、町のほうで調べて、そういうふうな心配があるかもしれんからという事実関係を調べてもらって、国、県と、こういうことはどうなんやろう、っていうことをやってほしいなあという思いで、町のほうから声を上げたら聞いてくれるかなということ質問しましたが、それはまだわからんという答えでございましたので、それはもう仕方ないと思いますが、一応そういう心配があるんで、調査のほうも具体的なことはですね、この場では言いませんけれども、それぞれのデスクの前へ行って、御相談に伺うということに、きょうは、しておきたいと思います。

すいません、5 時を回りまして、皆さんには大変御迷惑をおかけしましたがですね、最初に申し上げましたとおり、高知新聞の中で、後の 13 人の議員がどういうふうにするかっていうことを町民は見てるよ、ということの中で、ついつい私も熱くなりまして、この質問が、町民の皆さんに満足できるか、できんかはわかりませんが、熱くなって質問をしましたが。この論議がそのまま空回りすることなくですね、十分に、町長を含め町執行部の皆さんに届いたというふうに確信をしまして、この場からの質問を終わりたいと思います。

議長（藤原健祐君）

以上で 8 番、中村卓司君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。
次の会議を、9日の午前9時とします。
本日は、これで延会します。

延会 午後5時15分